

規制改革実施計画のフォローアップ結果について

令和6年9月2日
規制改革推進会議

1 はじめに

規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)に基づき、内閣府を始めとする関係府省庁及び規制改革推進会議は、これまで決定された累次の規制改革実施計画に定められた事項の実施状況のフォローアップを行ったことから、当該フォローアップの結果について公表する(今回は本年5月31日時点で未公表のグリーン分野が対象)。

(フォローアップ対象)

- ①規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)
- ②規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)
- ③規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)

※フォローアップの実施状況は、規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)に基づき、原則、令和5年度末時点としている。

※②及び③については、令和4年度末時点で措置済とされていない事項のほか、措置済とされたもののうち「継続フォロー」とされた事項を対象にフォローアップを実施している。

2 規制改革実施計画の措置状況

【規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)】 計79件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
個別分野の取組<グリーン分野>	48	17	14		
小計	48	17	14		

個別分野の取組<グリーン分野>	措置済	未措置	検討中	未検討	—
(1) カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備に向けた見直し	18	3	3		
(2) 住宅等におけるエネルギーマネジメントの円滑化及び再生可能エネルギー発電設備の設置促進等	5		1		
(3) リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し	3	1			
(4) 電力システムに係る見直し	11	7	8		
(5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し	4	4			
(6) その他	7	2	2		
小計	48	17	14		

【規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)】 計25件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
デジタル分野以外の横断的な取組	1				
個別分野の取組<グリーン分野>	9	9	6		
合計	10	9	6		

【規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)】 計27件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
グリーン(再生可能エネルギー等)	15	6	6		
小計	15	6	6		

※ 措置区分の分類基準は次のとおりである。

措置済 ……実施計画に定められた内容を完了したもの(1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする)

未措置 ……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの

検討中 ……実施計画に定められた内容の実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの

未検討 ……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの

— ……実施計画上、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

※ 評価区分の判断基準は次のとおりである。

解決……………実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了又は実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの

継続フォロー……………現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度(政省令、通達レベルなども含め)が未整備である等のため、フォローアップが必要なもの

要改善……………制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの

フォロー終了 ……上記に分類できないもので、フォローアップの必要がないもの(社会情勢の変化によりフォローアップの必要がなくなったもの、規制改革実施計画で後年度に改めて閣議決定されたもの)

【事項一覽】

規制改革実施計画のフォローアップ結果について【事項一覧】

閣議決定等 年度	頁	事項名	規制改革推進会議評価	
			措置状況	評価区分
令和5年	17	EV用充電器の整備に係るロードマップの策定	措置済	解決
令和5年	17	サービスエリアパーキングエリア(SA・PA)の充電器の設置	措置済	解決
令和5年	17	高速道路近傍のEV充電器利用のための高速道路からの一時退出の実現	検討中	継続F
令和5年	17	道の駅における急速充電器の整備	措置済	解決
令和5年	17	EV用充電器の設置促進に係る補助制度の検討	措置済	解決
令和5年	17	一般道における道路占用許可等の基準の明確化	措置済	解決
令和5年	17	緑化地域制度におけるEV用充電器スペースの扱いの見直し	措置済	解決
令和5年	17	新築集合住宅へのEV用充電器の設置の促進	措置済	解決
令和5年	18	既設の集合住宅へのEV用充電器の設置の容易化	措置済	解決
令和5年	18	月極駐車場へのEV用充電器の設置の促進	措置済	解決
令和5年	18	集合住宅における充電スペースに係る総合設計制度上の扱いの合理化	措置済	解決
令和5年	18	EV用充電器を設置している住宅の取得を促す措置	措置済	解決
令和5年	18	集合住宅の駐車場の附置義務に関するEV用充電器スペースの算入可否の明確化	措置済	解決
令和5年	18	大規模小売店舗立地法における駐車場収容台数についてのEV用充電器付き駐車スペースの算入に係る明確化	措置済	解決
令和5年	18	EV用急速充電器の消防法上の設置方法及び届出等の解釈の統一化	措置済	解決
令和5年	19	受電電圧600V以上のEV用充電器について一般EVユーザーが扱えることの解釈の明確化と周知等	未措置	継続F
令和5年	19	「高圧」扱いとなる場合のEV用充電器の安全な施設方法の明確化	未措置	継続F

規制改革実施計画のフォローアップ結果について【事項一覧】

閣議決定等 年度	頁	事項名	規制改革推進会議評価	
			措置状況	評価区分
令和5年	19	高電圧のEV用充電器の保安を担当する主任技術者に関する制度の合理化	未措置	継続F
令和5年	19	急速充電器の互換性の確保	検討中	継続F
令和5年	19	急速充電器の互換性テストを行う環境の構築	措置済	解決
令和5年	19	普通充電器の出力上限の見直し	措置済	解決
令和5年	19	EV用充電器を設置した事業者等を適切に評価する仕組みの構築	措置済	解決
令和5年	19	EV用充電器の不具合発生時の復旧作業の合理化に向けた取組	検討中	継続F
令和5年	20	屋外広告物条例におけるEV用充電器案内看板の設置基準の整理	措置済	解決
令和5年	20	ECHONET Lite機器の接続性の確保に向けた措置	措置済	継続F
令和5年	20	新たなスマートホームシステムへの対応	措置済	継続F
令和5年	20	HEMSに係る目標の策定	検討中	継続F
令和5年	20	太陽光発電リースの住宅ローン上の扱いに関する金融機関への情報提供	措置済	解決
令和5年	20	屋上に架台を取り付けて太陽光パネルを設置する際の建築基準法における取扱いの明確化	措置済	解決
令和5年	20	目安光熱費の表示について	措置済	解決
令和5年	21	一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る、消防法上の危険物規制の体系・適用の在り方の検討	措置済	解決
令和5年	21	一般取扱所におけるリチウムイオン蓄電池の消火設備に関する見直し	未措置	継続F
令和5年	21	鋼板製の筐体(きょうたい)で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池についての指定数量の合算方法の見直し	措置済	解決
令和5年	21	定置用リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の保有空地等の緩和	措置済	解決

規制改革実施計画のフォローアップ結果について【事項一覧】

閣議決定等 年度	頁	事項名	規制改革推進会議評価	
			措置状況	評価区分
令和5年	21	北海道エリアの出力変動対策要件により再エネ発電設備に併設した既設の蓄電池の見直し	検討中	継続F
令和5年	21	北海道エリアにおける蓄電池募集プロセスの取りやめ	措置済	解決
令和5年	21	非FIT再エネについての出力抑制時の金銭的精算の実施	検討中	継続F
令和5年	22	再エネ設備併設蓄電池の有効活用に向けた措置	措置済	解決
令和5年	22	容量市場における蓄電池の扱いの見直し	措置済	解決
令和5年	22	容量市場における発動指令電源の電源等の登録手続の見直し	検討中	継続F
令和5年	22	容量市場における1地点複数電源の応札可能化	検討中	継続F
令和5年	22	需給調整市場における計量方法	未措置	継続F
令和5年	22	再給電方式に係る見直し	措置済	解決
令和5年	23	送電線利用・出力制御ルールの見直し	検討中	継続F
令和5年	23	送配電系統に係る情報の開示等	未措置	継続F
令和5年	23	配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大	検討中	継続F
令和5年	23	需給ひっ迫警報等の対応手続の改善	措置済	解決
令和5年	23	ダイヤモンドリスポンスが自然に発動される合理的な仕組みの構築	措置済	解決
令和5年	24	昨今の自然現象を踏まえた必要供給予備力の確保	措置済	解決
令和5年	24	需給ひっ迫時に自家発電やダイヤモンドリスポンスが調整力として提供される仕組みの構築	措置済	解決
令和5年	24	電力価格高騰を踏まえた需要家への情報提供の充実化	措置済	解決

規制改革実施計画のフォローアップ結果について【事項一覧】

閣議決定等 年度	頁	事項名	規制改革推進会議評価	
			措置状況	評価区分
令和5年	24	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた行為規制の在り方の見直し	未措置	継続F
令和5年	25	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた一般送配電事業者の中立化のための措置	未措置	継続F
令和5年	25	内外無差別な卸売等に向けた措置	未措置	継続F
令和5年	26	旧一般電気事業者のコンプライアンスの強化	措置済	継続F
令和5年	26	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案及びカルテル事案を踏まえた電気事業法上の罰則の強化	未措置	フォロー終了
令和5年	26	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた行政上の制裁の強化	未措置	フォロー終了
令和5年	27	電力・ガス取引監視等委員会の機能強化	検討中	継続F
令和5年	27	電気事業者の組織の在り方の検討	検討中	継続F
令和5年	27	独占禁止法上の厳正な対処	措置済	解決
令和5年	27	電気保安規制の主任技術者制度に係る見直しの検討	未措置	継続F
令和5年	27	主任技術者制度における2時間以内の到着要件に係る規制の見直しの検討	措置済	解決
令和5年	28	外部委託制度における月次・年次点検周期や換算係数・圧縮係数の見直し	未措置	継続F
令和5年	28	外部委託の対象となる電圧・出力規模の拡大	未措置	フォロー終了
令和5年	28	ダム水路主任技術者に係る実務経験年数の見直し	措置済	解決
令和5年	28	風力発電の電力保安通信用電話設備の在り方の見直し	未措置	継続F
令和5年	28	風力発電設備の工事計画届出に係る審査の迅速化に向けた情報発信	措置済	継続F
令和5年	28	郊外型水素スタンドにおける散水装置への上水道からの水の直接供給の許容	措置済	解決

規制改革実施計画のフォローアップ結果について【事項一覧】

閣議決定等 年度	頁	事項名	規制改革推進会議評価	
			措置状況	評価区分
令和5年	29	生産緑地地区内における売電を行う営農型太陽光発電設備の設置の実現	検討中	継続F
令和5年	29	農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定	検討中	継続F
令和5年	29	エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	措置済	解決
令和5年	29	非化石証書に係るトラッキング形式の改善	措置済	解決
令和5年	29	太陽光発電設備の更新・増設時のFIT・FIP価格に係る見直し	措置済	解決
令和5年	29	小規模な再生可能エネルギー発電設備に係る情報の地方公共団体への提供	未措置	継続F
令和5年	29	地熱発電事業の円滑な実施に向けた制度の取扱いの明確化	措置済	解決
令和5年	30	「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック」における大規模風力発電施設に係る保安林に関する記載の明確化	措置済	解決
令和5年	30	風況観測方法の改善	措置済	解決
令和5年	30	送電線等の道路占用許可の運用改善	措置済	解決
令和5年	30	再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策の推進に関する法律上の公共部門の率先実行のPDCAの改善	未措置	継続F
令和4年	31	ダム水路主任技術者に係る実務経験年数等の見直し	措置済	解決
令和4年	31	一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る、消防法上の危険物規制の適用の在り方の検討	措置済	解決
令和4年	31	車載用リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所の床面積、階数、軒高等の制限の見直し	措置済	解決
令和4年	31	定置用リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の保有空地等の緩和	措置済	解決
令和4年	32	道路における再生可能エネルギー導入目標の策定	検討中	継続F
令和4年	32	路面太陽光発電の車道(公道)における設置に向けた規制見直し	検討中	継続F

規制改革実施計画のフォローアップ結果について【事項一覧】

閣議決定等 年度	頁	事項名	規制改革推進会議評価	
			措置状況	評価区分
令和4年	32	エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	措置済	解決
令和4年	32	日本版セントラル方式の確立	未措置	継続F
令和4年	32	排他的経済水域（EEZ）における浮体式洋上風力発電の推進等	措置済	解決
令和4年	33	再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策の推進に関する法律上の公共部門の率先実行のPDCAの改善	未措置	継続F
令和4年	34	内外無差別な電力卸売の実効性の確保等	未措置	継続F
令和4年	34	卸電力市場における旧一般電気事業者の自主的取組のガイドラインへの位置付け	措置済	フォロー終了
令和4年	34	容量市場における発動指令電源の調達量上限の見直し等	措置済	フォロー終了
令和4年	35	容量市場における発動指令電源の電源等登録期限の見直し等	検討中	継続F
令和4年	35	容量市場における1地点複数電源の応札可能化	検討中	フォロー終了
令和4年	35	需給調整市場における系統側蓄電池、需要側蓄電池が参加可能な超高速商品の設計	検討中	継続F
令和4年	35	調整力公募や需給調整市場における計量方法	未措置	フォロー終了
令和4年	35	電気保安規制の主任技術者制度に係る見直しの検討	未措置	フォロー終了
令和4年	35	外部委託の対象となる電圧・出力規模の拡大	未措置	フォロー終了
令和4年	36	外部委託制度における月次・年次点検周期や換算係数・圧縮係数の見直し	未措置	フォロー終了
令和4年	36	ダム水路主任技術者に係る実務経験年数等の見直し【再掲】	措置済	解決
令和4年	36	省エネルギー基準の適合義務化・基準強化	未措置	継続F
令和4年	36	農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定	未措置	継続F

規制改革実施計画のフォローアップ結果について【事項一覧】

閣議決定等 年度	頁	事項名	規制改革推進会議評価	
			措置状況	評価区分
令和4年	36	生産緑地地区内における売電を行う営農型太陽光発電設備の設置の実現	検討中	継続F
令和4年	36	北海道エリアにおける蓄電池の設置	措置済	解決
令和3年	37	保安林の解除事務の見える化を通じた迅速化・簡素化	措置済	解決
令和3年	37	保安林解除・許可基準の解釈リテラシー向上等	措置済	解決
令和3年	37	自然公園を中心とした地熱発電の導入目標の策定	未措置	継続F
令和3年	37	地熱資源等の適切な管理に関する新制度の検討	措置済	継続F
令和3年	37	温泉部会や内規策定における地熱専門家の参画	措置済	解決
令和3年	38	温泉法による都道府県における離隔距離規制や本数制限等の撤廃	措置済	継続F
令和3年	38	風力発電事業における環境影響評価手続の対象事業規模要件の見直し等	検討中	継続F
令和3年	38	ローカル系統や配電系統におけるノンファーム型接続の適用と費用負担	検討中	継続F
令和3年	38	送電線利用・出力制御ルールの見直し	検討中	継続F
令和3年	38	北海道エリアにおける蓄電池の設置	措置済	解決
令和3年	39	需給制約による出力抑制時の優先給電ルールの見直し	未措置	継続F
令和3年	39	系統情報の公開・開示の推進	措置済	解決
令和3年	39	電源トラッキングの導入	検討中	継続F
令和3年	39	電源表示の義務化や放射性廃棄物等に関する明確な電源表示	検討中	継続F
令和3年	39	「再エネ価値取引市場」の創設、非FIT再生可能エネルギー電源の同市場への統合、電源証明型証書への転換、需要家による再生可能エネルギー価値の直接取引の解禁、現行のFIT証書の最低価格の引下げ等	検討中	継続F

規制改革実施計画のフォローアップ結果について【事項一覧】

閣議決定等 年度	頁	事項名	規制改革推進会議評価	
			措置状況	評価区分
令和3年	40	会計分離や発電分離も含めた、内外無差別的な電力卸売の実効性を高めるための総合的な検討	未措置	継続F
令和3年	40	日本版セントラル方式の導入	措置済	フォロー終了
令和3年	40	水循環政策における水力発電等に関する数値目標及びロードマップの策定	措置済	継続F
令和3年	40	既存ダムを最大限活用するための施策の推進	未措置	継続F
令和3年	40	長時間アンサンブル降雨予測技術を用いた更なるダムの運用改善	未措置	継続F
令和3年	40	発電利用されていない既存ダムへの発電機の設置の促進	未措置	継続F
令和3年	41	ロードマップや目標の策定	措置済	継続F
令和3年	41	省エネルギー基準の適合義務化・基準強化	措置済	継続F
令和3年	41	ZEHの更なる普及拡大に向けた方策	措置済	継続F
令和3年	41	既存住宅・建築物の省エネルギー対策の推進	措置済	継続F
令和3年	41	住宅・建築物のエネルギー性能表示の推進	措置済	解決
令和3年	41	建材や設備などの性能の強化	措置済	解決

【事項別の詳細】

開議決定	分野	N. No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
規制改革実施計画(令和5年6月16日開議決定)										
個別分野の取組										
<グリーン分野>										
(1)カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備に向けた見直し										
令和5年6月16日	グリーン	1	EV用充電器の整備に係るロードマップの策定	カーボンニュートラルに向けて、走行時に二酸化炭素を排出しないEVの普及が重要であるが、その前提として、EV用充電器の整備を進める必要がある。この点、EV用充電器については、経路充電、基礎充電、目的地充電に係る充電器がバランスよく設置され、適切な場所に適切な数、充電出力等の性能が十分確保された充電器を設置することが重要である。これらの点を踏まえ、経済産業省は、必要に応じ国土交通省の協力の下、EV用充電器の整備に係る下記ロードマップを策定する。 a 高速道路におけるEV用充電器の整備に関するロードマップ b a以外の経路充電、基礎充電、目的地充電に係るEV用充電器の整備に関するロードマップ	a.措置済み b.令和5年度上期 目途措置	経済産業省 国土交通省	中長期的に持続可能で利便性の高い充電インフラの整備に向けた関係者の見直しを共有するとともに、課題解決に向けて詳しく措置を明確化することを目的に、「充電インフラ整備促進に関する検討会」を開催し、検討会での関係事業者・団体等からのヒアリングやパブリックコメント等も踏まえ、令和5年10月に「充電インフラ整備促進に向けた指針」を策定した。	EV等の普及状況なども踏まえつつ、必要に応じ、「充電インフラ整備促進に向けた指針」の内容の不断の見直しを行う。	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	2	サービスエリアパーキングエリア(A)の充電器の設置	全国の高速道路のSA・PAの駐車場において、高出力の急速充電器を設置する際、EV用充電器の設置主体となる事業者が充電能力の拡張性(更に需要が増えた場合に備えた用地や工事計画上の配慮(電線の埋設管路の設置等))を確保しつつ、円滑にEV用充電器の設置事業を進められるよう、国土交通省、経済産業省は、NEXCO等の高速道路会社や独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等の関係機関と適切に連携しつつ、ロードマップの実現のために当該事業に協力する。	措置済み	国土交通省 経済産業省	「高速道路における電動化インフラ整備加速化パッケージ(令和5年3月29日:経済産業省・国土交通省)」及び「充電インフラ整備促進に向けた指針(令和5年10月:経済産業省・国土交通省)」に記載のロードマップ実現のため、国土交通省・経済産業省・各高速道路会社・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と適切に連携し、高速道路のSA・PAに急速充電器の設置を進めた。	引き続き、国土交通省・経済産業省・各高速道路会社・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と適切に連携し、高速道路の急速充電器について、まずは2025年度約1100程度の整備目標に向けて、計画的に設置を進める。	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	3	高速道路近郊のEV充電器利用のための高速道路からの一時退出現	国土交通省は、高速道路の一部のSA・PAにおけるEVの充電渋滞の解消に向けて、高速道路近郊のEV充電器利用のための高速道路からの一時退出現を推進し、高速道路近郊のEV用充電器を利用できるようにするため、高速道路からの一時退出現による充電器利用でも一時退出現しない場合と同じ料金金を適用できるよう経済産業省やEV用充電器の設置主体となる事業者とも連携しつつ、措置する。	令和6年度措置	国土交通省 経済産業省	充電器利用における高速道路からの一時退出現制度設計について、国土交通省・経済産業省・各高速道路会社・充電事業者と連携し、令和6年度中の開始に向けて検討を進めた。	引き続き、国土交通省・経済産業省・各高速道路会社・充電事業者と連携し、令和6年度中の開始に向けて検討を進める。	検討中	継続F
令和5年6月16日	グリーン	4	道の駅における急速充電器の整備	全国の道の駅において、高出力の急速充電器を設置する際、EV用充電器の設置主体となる事業者の責任の下、充電能力の拡張性(更に需要が増えた場合に備えた用地や工事計画上の配慮(電線の埋設管路の設置等))を確保しつつ、円滑にEV用充電器の設置事業を進められるよう、国土交通省から道の駅の設置者である市町村等に対し、当該事業に協力するよう通知を発生する等の措置を行う。	令和5年度上期 目途措置	国土交通省	「充電インフラ整備促進に向けた指針(令和5年10月:経済産業省)」の策定を踏まえ、令和5年11月28日に国土交通省から道の駅の設置者である市町村等に対し、当該事業に協力するよう必要な通知を発生する措置を実施した。	引き続き、充電インフラ整備促進に向けた指針に基づき、「道の駅」における急速充電器の整備促進に取り組み。	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	5	EV用充電器の設置促進に係る補助制度の検討	EV用充電器に対する設置促進に係る補助制度において、ロードマップと整合性のある、真に必要な施設の設置で利便性向上につながる計画(箇所、設置基數など)を持つ事業者による充電器設置が進むことや、将来の能力拡張(出力、基數)がスムーズに進むことを目的に、要件等を検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度検討 結論、結論を待次 策定やかに措置	経済産業省	令和4年度補正予算・令和5年度当初予算の補助事業における予備分制度の募集において、限られた予算で効果的に充電器の整備を進めていく観点から、募集対象を限定しつつ、費用対効果の高い案件(kW当たり補助金申請額(円/kW)の低いもの)から受付案件を決定する仕組みを導入した。	引き続き、補助事業において、「充電インフラ整備促進に関する指針」の内容等を踏まえ、必要な要件の検討を行う。	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	6	一般道における道路占許可等の基準の明確化	一般道にEV用充電器を設置する際の道路占許可等の基準を各自体で定めやすいよう、国がガイドライン等を作成・公表し、各自体体に周知を行う。	措置済み	国土交通省	道路上に急速充電機器が設置される場合に、道路管理者が道路占許可申請等の審査の参考とするため、令和5年5月に「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン」を策定・公表し、地方公共団体に周知済み。	措置済	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	7	緑化地域におけるEV用充電器スペースの扱いの見直し	緑化地域における商業施設等において設置されるEV用充電器スペースの扱いについて、緑化率の算定方法を整理した上で、通知等により全国の地方公共団体宛てに示し、かつ公表する等の措置を講ずる。	令和5年度上期 措置	国土交通省	緑化地域における商業施設等において設置されるEV用充電器スペースの扱いについて、緑化率の算定方法を整理した上で、令和5年9月27日に通知により全国の地方公共団体宛てに示し、公表を行った。	引き続き地方公共団体において緑化地域制度の適正な運用がなされるよう助言等を行っていき	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	8	新築集合住宅へのEV用充電器の設置の促進	a 新築集合住宅を供給する事業者に対し、自社が供給する集合住宅へのEV用充電器の積極的な設置について要請文書の発出等を行う。 b 経済産業省において、補助制度の改善等を図るとともに、国土交通省と協力して、自治体における補助制度との連携や事業者に対する支援措置の周知・普及を行う。	令和5年度上期 目途措置	国土交通省 経済産業省	a 新築集合住宅を供給する事業者に対し、自社が供給する集合住宅へのEV用充電器の積極的な設置について要請文書の発出(「新築集合住宅における電気自動車等用充電設備の積極的な設置について」)(令和6年3月18日経済産業省製造産業局長・国土交通省住宅局長通知)を行った。 b 補助制度については、予算額の制約がある中で、より多くの物件で補助を受けられるよう一件あたりの設置口数に上限を設けるとともに、費用対効果の高い案件(kW当たり補助金申請額の低いもの)から受付案件を決定する仕組みを導入するなど、補助制度の改善を図った。また、自治体が開催する協議会等へ参加するとともに、地方での説明会等を実施し、充電インフラ整備指針や制度制度の内容の説明・周知を行った。	a,b 措置済	措置済	解決

開議決定	分野	N. No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	グリーン	9	既設の集合住宅へのEV充電器の設置の容易化	既設の集合住宅へのEV充電器の設置の容易化を図るため、管理組合の合意形成の円滑化を図る具体的な方策として、標準管理規約コメントにおけるEV用充電設備の設置に係る記載の充(その後の、法務省、国土交通省及び経済産業省の連携の下、検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	法務省 国土交通省 経済産業省	令和5年10月より標準管理規約の見直し及び管理計画認定制度のあり方に関するワーキンググループを開始し、標準管理規約コメントにおけるEV用充電設備の設置に係る記載の充実化等について検討を進め、令和6年3月にパブリックコメントを踏まえた改正案をとりまとめた。	今後所要の手続きを行った上で、令和6年度第一四半期に標準管理規約コメントにおけるEV用充電設備の設置に係る記載の充実化等を行う。 (その後、令和6年6月7日付で標準管理規約コメントを改正し、EV用充電設備の設置に係る記載の充実化等を行った。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mansionkiyaku.html)	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	10	月極駐車場へのEV充電器の設置の促進	月極駐車場へのEV充電器の設置促進のため、充電器に関する補助制度について、月極駐車場が補助対象であることを含めて、充電事業者や駐車場管理事業者等に周知を行う。	令和5年度上期措置	経済産業省	充電事業者や駐車場管理事業者等に対し、充電器に関する補助制度の対象であることを含め令和5年6月20日までに周知を行った。	補助制度の周知を、引き続き関係事業者等へ実施していく。	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	11	集合住宅における充電スペースに係る総合設計制度上の扱いの合理化	国土交通省は、a及びbの場合について、充電器を一般に開放する場合か否かにかかわらず、「敷地内にEV充電器を設置する建築物」を市街地の環境の整備改善に資するものとして、建築基準法に基づく総合設計制度による容積率割増しを行うことについて検討した上で(その際には、当該充電用スペースが公開空地になる場合と同水準の容積率の割増しを行うことについても検討する。)、各地方公共団体に通知する等の必要な措置を講ずる。 a 新築の集合住宅の建設の際に、当該集合住宅の駐車場も含めた敷地内にEV充電器を設置する場合 b 既存の集合住宅において、既に設定されている公開空地にEV充電器を設置する場合	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	a, b 提案内容を踏まえ所要の検討を行い、新築集合住宅及び既存集合住宅にEV充電器を設置する場合の総合設計制度における容積率割増しの考え方について、地方公共団体に文書の発出(「総合設計制度における電気自動車専用充電設備の設置促進について(技術的助言)」)(令和6年3月29日 国土交通省住宅局市街地建築課長通知)を行った。	a, b 措置済	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	12	EV充電器を設置している住宅の取得を促す措置	EV充電器を設置している住宅の取得を促すインセンティブ制度の導入に向けて、必要な措置を講ずる。	措置済み	国土交通省	建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件(令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)により、住宅ローン減税やフラット35における優遇の対象となる低炭素建築物について、その認定基準を改正し、要件の一部として「V2H充電設備の設置」を追加した(令和4年10月1日施行)。	措置済	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	13	集合住宅の駐車場の設置義務に関するEV充電器スペースの算入可否の明確化	経済産業省が作成するEV充電器普及のロードマップの方針を踏まえ、駐車場法に基づく附属義務に基づく駐車場の設置義務を算入可能とする旨を明確にするとともに、自治体に対し、通知の発出等必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容をホームページ上で公表する。その内容を公表する等の必要な措置を講ずる。	令和5年度上期目途措置	国土交通省 経済産業省	「充電インフラ整備促進に向けた指針(令和5年10月・経済産業省)」の策定を踏まえ、駐車施設に電気自動車充電施設を整備し、駐車場の用に供する部分で利用できるようにする場合であっても、当該部分で附属義務駐車施設として差し支えないこと及び地域の実情に応じた事例等を記載した「充電インフラ整備促進に向けた指針の策定に伴う駐車環境の整備に向けた取組の推進について(令和5年10月18日国土交通省都市局街路交通施設課長通知)」を地方公共団体に発出し、その内容を公表した。	措置済	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	14	大規模小売店舗立地法における駐車場の設置義務に関するEV充電器付駐車スペースの算入に係る明確化	経済産業省はショッピングセンター、ホームセンター、スーパーなど大規模小売店舗に設置するEV充電器付の駐車スペースに関し、下記の場合について、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)上の必要な駐車場の台数に算入可能である旨を明確にするとともに、自治体に対し、通知の発出等必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容をホームページ上で公表する。 a 例えば、EV等を優先する駐車スペース以外の自動車(ガソリン車等)の利用を完全に排除しないような場合 b 「EV専用」駐車スペースとする場合	a:措置済み b:令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	令和6年3月25日に「大規模小売店舗立地法対象店舗において駐車場に電気自動車(EV)等の充電器を設置した場合の駐車スペースの扱いについて(改訂)」(通知)を発出済み。	措置済	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	15	EV用急速充電器の設置方法に係る関係規定の解釈や届出の際の提出書類について、各消防管	EV用急速充電器の設置方法に係る関係規定の解釈や届出の際の提出書類について、各消防管	措置済み	総務省	「急速充電設備に係る運用について(令和5年2月28日付け消防予第126号)」を発出し、急速充電設備への電気自動車等の衝突防止措置、急速充電器設置時の固定方法、急速充電設備の設置に係る届出及び消防職員の入立り検査、急速充電設備に付帯する設備の取扱いについて周知した。	措置済	措置済	解決

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	グリーン	24	屋外広告物条例におけるEV充電器案内看板の設置基準の整理	公共性が高く、全国的に設置されるEV充電器の案内看板の扱いについて、対応が異なる各地方公共団体における具体的な判断の相違点を含め必要な実態を整理し、地方公共団体に対し国土交通省より通知を发出するなど技術的助言等の必要な措置を講ずるとも十分な周知を行う。	令和5年度上期措置	国土交通省	実態を整理した上で、令和5年9月に地方公共団体に対しEV充電器の案内看板の扱いについて、通知を行った。	引き続き、会議等を通じて周知を図る。	措置済	解決
(2) 住宅等におけるエネルギー管理の円滑化及び再生可能エネルギー発電設備の設置促進等										
令和5年6月16日	グリーン	25	ECHONET Lite機器の接続性の確保に向けた措置	ECHONET Lite機器であれば、ホワイトリスト等で限定をされなく、メーカーを問わず、全てのECHONET Liteの認証を取得したHEMSコントローラーと接続可能となるよう、ECHONET Liteに関する制度設計の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年10月までの可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第やかに措置	経済産業省	令和5年5月に、一般社団法人エコネットコンソーシアムとHEMSコントローラーメーカー9社で同伴に協議を行い下記の結果を得た。 ・ECHONET Lite認証を取得した機器同士でも、他メーカー機器との間では、多くが規格と無関係な事象で接続トラブルが起こりうる。ホワイトリストは一般消費者などのHEMSサービス利用者へ、このような事象に対応して確実かつ丁寧にサービスを届けるために必要な仕組みであり、左記の制度の設計は困難である。 詳細はJEMAで整理いただいている下記を参照、「相互接続における情報公開のためのガイドライン」 https://www.jema-net.or.jp/Japanese/res/hems/data/GL.v1.1.pdf ・他方で、制度の趣旨に鑑み、メーカー側としてもHEMS拡大に向け他社相互接続の拡大を目指していくことを確認した。さらに、エコネットコンソーシアムからECHONET Lite機器の相互接続性拡大に向けたご協力の御願いというニュースレターを发出し、会員企業に対して、他メーカー機器との相互接続の拡大に向けて協力を呼びかけた。(https://echonet.jp/notification/20230221/)	措置済	措置済	継続F
令和5年6月16日	グリーン	26	新たなスマートホームシステムへの対応	ECHONET Liteでの接続システムだけでなく、近年国内で登場したAPIを活用したスマートホームのシステムや海外の新たな通信規格を活用したスマートホームのシステムが混在する環境下においても、住宅内において、消費者の利便性の観点も踏まえ、既存の特定の通信規格によらず各機器が接続できる環境の構築が重要である。このため、特定の通信規格によらず、包括的に接続可能となる新たなシステムの導入を可能とするためのガイドラインの活用に向けて、事業者に働きかけを行う。	令和5年10月までの可能な限り早期に措置	経済産業省	日本電機工業会主催の講演会(令和5年10月4日開催、製造業者、電気・ガス事業者や関連の研究機関が参加)において、一般社団法人エコネットコンソーシアムから、ECHONET Lite Web APIを用いて家庭の発電・蓄電設備などの需要家側エネルギーソースのマネジメントシステム(Demand Side Resource Management System)と家電との接続を可能とするために見直しを行ったECHONET Lite Web APIガイドライン(https://echonet.jp/web_api_guideline/)についての説明など、当該ガイドラインの活用に向けた呼びかけを行った。 当ガイドラインの見直し及び普及により、より多くの機器の接続が可能となり消費者の利便性向上につながると考えられる。	措置済	措置済	継続F
令和5年6月16日	グリーン	27	HEMSに係る目標の策定	HEMSは自家消費の最適化や、それを通じた省エネにも有効であり、HEMSに係る国の目標・指標等を適切に設定する必要がある。この点、「2030年度におけるエネルギー需給の見直し」や「2020年度における地球温暖化対策計画」の進捗状況における導入率や指標について、現状では、「スマートホームデバイスが含まれていること。」「a「スマートホームデバイス」の導入について、それがエネルギー管理につながるのか否か及びその省エネ効果について検討する。」「b 家庭部門の徹底的なエネルギー管理の実施に係る省エネ目標については、aにおける検討結果等を踏まえて修正要否について検討した上で、検討結果に応じて、必要な措置を講ずる。	a. 令和5年内での見直しを早期に開始 b. 令和5年度から検討を開始し、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	令和5年より、内部的検討を開始した。	有識者へのヒアリング等を行った上で、その結果も踏まえて結論を得る。	検討中	継続F
令和5年6月16日	グリーン	28	太陽光発電機器の住宅ローン上の扱いに関する金融機関への情報提供	住宅等への屋根置き太陽光発電の導入について、初期費用を軽減できるリース等により太陽光発電機器を設置する事例も増えてきていること、リースにより太陽光発電機器を設置している住宅等の取得に係る住宅ローンとの与信審査に関しては、例えば、自家消費による電気代削減や売電収入等の側面についても考慮すること等を必要に応じて検討することを、金融機関等に対し適切に周知する。	措置済み	金融庁	太陽光発電設備の普及に向け、銀行等の業界団体との意見交換会において、金融庁よりリースにより太陽光発電機器を設置している住宅等の取得に係る住宅ローンの与信審査に関しては、当庁として一律の対応を求めるものではないが、例えば、自家消費による電気代削減や売電収入等の側面についても考慮することなど、各金融機関それぞれにおいて検討いただければ幸いです旨を情報発信し、合わせて金融庁HPでも公表した(令和4年10月)。	措置済	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	29	屋上に架台を取り付けた太陽光パネルを設置する際の建築基準法における取扱いの明確化	建築物の屋上に架台を取り付け、その上に設置する太陽電池発電設備について、当該太陽電池発電設備の架台下の空間にキュービクルや室外機等の建築設備が設置されることのみをもち、建築基準法上の主要構造部に該当しないこと、当該架台下の空間は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に規定される床面積及び階数に算入されないこと等を明確化するため、通知を发出する。	措置済み	国土交通省	令和5年3月13日に各都道府県建築行政主務部長等宛てに「建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて(技術的助言)」を发出し、取扱いの明確化を行った。	措置済	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	30	目安光熱費の表示について	建築物の省エネルギー性能の広告表示について、目安光熱費を表示する際のルールを定めるのに併せて、当該目安光熱費の表示することが望ましい旨をガイドライン等において、明記する。	令和6年4月措置	国土交通省	令和5年9月25日に建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第97号)を公布し、目安光熱費を表示する際のルールを定めた(令和6年4月1日施行)。また、同年9月に公表した「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン」において、目安光熱費のラベル表示を行うことは一般消費者への省エネ性能の訴求の観点で望ましい旨を記載した。	措置済	措置済	解決

開議決定	分野	N. No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(3) リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し										
令和5年6月16日	グリーン	31	一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る消防法の見直し	消防庁は、電気自動車分野で国際競争が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットイングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の体系・適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、安全の確保を前提に、その後速やかに結論を得る。	令和5年度内に課題を洗い出し、その後速やかに結論	総務省	「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」において課題を洗い出し、令和6年3月11日に開催した同検討会(第3回)において所用の結論を得た。	速やかに政省令改正を行う予定。	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	32	一般取扱所におけるリチウムイオン蓄電池の消火設備に関する見直し	一般取扱所におけるリチウムイオン蓄電池の消火設備について、スプリンクラーを消火設備とすることを可能とするため必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省	「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」において検討し、令和6年3月11日に開催した同検討会(第3回)において所用の結論を得た。	速やかに政省令改正を行う予定。	未措置	継続F
令和5年6月16日	グリーン	33	鋼板製の筐体きょうたいで覆われる車載用リチウムイオン蓄電池に関する見直し	EV用リチウムイオン蓄電池について、鋼板製の筐体で覆われ、かつ充電率が一定値以下等の要件を満たすものについては、指定数量の合算から除外するよう必要な措置を講ずる。	令和5年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省	「鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量について」(令和5年7月7日付け消防危第214号)を発売し、電気自動車の製造等に併い一時的に建築物内に置く必要がある車載用リチウムイオン蓄電池について、当該車載用リチウムイオン蓄電池等の状況が鋼板製の筐体で覆われていること等の要件に該当する場合は、当該車載用リチウムイオン蓄電池が含有する危険物については、指定数量の倍数の合算に含めないものと取り扱うこととして差し支えないことを明確化した。	措置済	解決	
令和5年6月16日	グリーン	34	設置用リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する際の保有空地等の緩和	消防庁は、消防法(昭和23年法律第186号)の危険物規制の対象となる、コンテナ又はキュービクルに収納された屋外設置の一定数量以上のリチウムイオン蓄電池設備に関して、当該設備が耐火構造及び耐火対策が規定されているJIS規格等に準拠しており、かつ、消火困難性に応じた消火設備を設置する場合には、設備周辺の保有空地の幅の規制緩和や設備間の離隔距離の撤廃等の措置を講ずる。	令和5年度上期措置	総務省	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和5年総務省令第70号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(令和5年総務省告示第321号)を令和5年9月19日に公布し、蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で、危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものについて、保有空地等に関する規制を適用しないこととした。	措置済	解決	
(4) 電力システムに係る見直し										
令和5年6月16日	グリーン	35	北海道エリアの出力変動対策要件により既に再エネ発電設備に併設されている蓄電池の活用方法について	最新の再エネ設備導入量や北海道本州間の地域間連系線の運用実態等を踏まえたシミュレーションを行い、必要な調整力量等について検証し、出力変動対策要件により既に再エネ発電設備に併設されている蓄電池について、実際の運用データ等も踏まえて、将来的に当該蓄電池がどのような活用可能であるかという点やその在り方について検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	第49回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会/電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ(令和5年12月6日)において、再エネの導入に向けて必要な調整力量等の検証結果を報告した。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene/shinene/shin_energy/keito_wg/049.html	出力変動対策要件により既に再エネ発電設備に併設されている蓄電池の活用方法については、現行制度を踏まえて関係各者と引き続き検討を行っていく。	検討中	継続F
令和5年6月16日	グリーン	36	北海道エリアにおける蓄電池募集プロセスの取りやめ	再エネ事業者を対象とした発電設備系統接続条件としての蓄電池募集プロセスの1期の残余分及びII期の募集は取りやめる。	令和5年度上期措置	経済産業省	第49回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会/電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ(令和5年3月14日)で審議した結果、蓄電池募集プロセスI期残余量の残余及びII期の募集を取り止めることとし、令和5年4月17日に北海道電力ネットワークより募集の取りやめが発表され(同年7月1日より、変動緩和要件を不要とした接続検討の受付を開始) https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene/shinene/shin_energy/keito_wg/045.html https://www.hepco.co.jp/network/info/info2023/1252068_1969.html	措置済	解決	
令和5年6月16日	グリーン	37	非FIT再エネについての出力抑制的措置の実施	卒FIT電源やFIT電源等の限界費用が0円/kWhの非FIT再エネについて、現行の調整電源と同様、ゲートクローズ後に送配電事業者が指示する出力制御に応じた場合の金銭的な精算の在り方を検討し、その結果を踏まえて必要な場合は、措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	第67回電力・ガス基本政策小委員会(令和5年12月7日)において、変動再エネの調整力としての活用について議論し、社会コストの抑制の観点も踏まえて、需給調整市場を含めた電力システム全体の在り方と合わせて引き続き検討を深めていくこととした。	需給調整市場を含めた電力システム全体の在り方と合わせて引き続き検討。	検討中	継続F

開議決定	分野	N. No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	グリーン	38	再エネ設備併設蓄電池の有効活用に向けた措置	全国のFIT・FIP認定を受けた再エネ発電設備に併設される蓄電池(北海道エリアにおける変動緩和と条件が課されている蓄電池を含む。)について、系統側からの充電を認めるとともに、系統側から充電された電力量と発電設備側から充電された電力量を計量し、その比率で按分した発電設備由来の電力量については、FIT買取・FIPプレミアム交付の対象とするため、必要なシステムの運用を検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	一定の条件を満たすFIP認定設備に蓄電池を併設し、系統からの引き込みを行う際の価格算定ルールについて、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の中で、2022年6月～2023年12月にかけて計4回に渡り議論を行い、必要な省令改正を実施。本年4月より新ルールでの運用を開始。	措置済	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	39	容量市場における蓄電池の扱いの見直し	容量市場における蓄電池の扱いについて、現状、発動指令電源のみ区分されているが、それに加えて、一定規模以上の蓄電池について、安定電源にも区分されるよう検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	2023年5月に開催された制度検討作業部会で議論が行われ、2027年度実需給を対象とした容量市場のメインオークション以降、従来の発動指令電源としてだけでなく、安定電源としても応れらることを可能とした。 ○第79回制度検討作業部会(2023年5月25日)資料3 https://www.met.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/079_03_00.pdf#page=21 ○第十三次中間とりまとめ(制度検討作業部会)(2023年8月) https://www.met.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20230810_1.pdf#page=13 ○容量市場メインオークション募集要綱(対象実需給年度:2027年度)(2023年8月2日) 「安定電源」に登録可能な電源に蓄電池を記載済み。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/files/230802_mainauction_boshuyoukou_jitsujuku2027.pdf#page=11	措置済	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	40	容量市場における発動指令電源の登録手続の見直し	経済産業省は、諸外国とは異なり、容量市場における発動指令電源は、発後18か月以内に電源等を登録する必要があると、電源リストの提出から実効性テストまでの期間について、運用状況を踏まえ、手続期間を短縮していく方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和5年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	電源等リスト登録の期間は不備等の確認のために一定期間設定されている。初回である実需給2024年度向けの実効性テストについて、書類の不備や事業者間重複などが多く確認された。引き続き、事業者との発動実績の確認プロセスに一定の時間を要している。	2025年度以降の実需給向けの実効性テストにおいて提出された電源リストの不備の状況や、事業者がその確認等に要する期間も踏まえ、措置の要否や手続きの在り方について検討を行う。	検討中	継続F
令和5年6月16日	グリーン	41	容量市場における1地点複数電源の応札可能化	経済産業省は、容量市場において、「1地点複数電源区分(変動電源と発動指令電源の組合せ)」の応札は認められていないところ、変動電源と発動指令電源の組合せについて、各電源から供給した分を区分計量できる場合、容量市場のリクワイアメント及びその確認方法について技術的な実現可能性を確認しながら検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	変動電源と発動指令電源の組合せのうち、まずは当初要望内容(※1)にあったFIP電源に併設される蓄電池からの放電にかかるFIPプレミアム交付対象となる電力量の観念の方法(※2)について、資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関で検討が進められた。一方、本整理はFIPプレミアム交付対象となる電力量の観念の方法であり、区分計量方法の整理とは異なる(例えば、30分値ごとの値を把握できない)。 (※1)第19回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 資料7-3 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/conference/energy/20220221/220221energy13.pdf#page=5 (※2)第58回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料1 https://www.met.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/058_01_00.pdf#page=35	FIP電源と併設された蓄電池について各電源から供給した電力量を区分計量できないため、蓄電池の期待容量に対する容量市場でのアセスメントができない状況。各電源からの区分計量が可能となる場合、必要に応じて検討を進める。	検討中	継続F
令和5年6月16日	グリーン	42	需給調整市場における計量方法	経済産業省は、需給調整市場にデマンドレスポンスで参画する場合、現状は需要家の引込み地点(受電点)で計量及びベースライン設定を行うこととなっている。受電点より下部のメータで計量及びベースライン設定を行うことを可能とするために詳細な業務フロー設計等必要な措置を講ずる。	令和8年度措置	経済産業省	受電点より下部のメータで計量及びベースライン設定を行うことを可能とするため、ネガワット調整量の取り扱いや群管理の手法、DR時のインバランス算定・処理方法、不正防止策などの整理を行い、令和8年度より需給調整市場における機器個別計量を実施することとした。	未措置	未措置	継続F
令和5年6月16日	グリーン	43	再給電方式に係る見直し	送電線の利用ルールについては、メリットオーダーを追求していくが、市場主導型(ゾーン制、ノード制)への見直しは、システム開発等により一定の時間がかかる。そこで、早期に再エネの出力制御量を減らすため、まずは再給電方式による混雑処理を開始したところ、順次、以下の導入を進める。 a 基幹系統への再給電方式(一定の順序)を導入する。 b 基幹系統の導入状況も踏まえ、ローカル系統の混雑処理を検討する。	a: 令和5年度措置 b: 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a 調整電源以外も含め一定の順序で混雑を解消する再給電方式についても、令和5年12月28日から導入済み。 b ローカル系統の混雑処理方法として、第46回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(令和4年11月15日)にて議論を行い、基幹系統の再給電方式(一定の順序)と同様の出力制御順、出力制御方法で制御することを基本として整理した。また、令和5年4月からローカル系統におけるノンファーム接続の受付を開始し、平常時における系統混雑時の出力制御を条件に新規接続を可能とした。	a, b 措置済	措置済	解決

開議決定	分野	N. No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	グリーン	44	送電線利用・出力制御ルールの見直し	市場主導型(ゾーン制、ノード制)への見直しを検討し、早急な実現を目指す。	令和5年度以降可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	市場主導型を含む将来的な混雑管理の在り方について、資源エネルギー庁の審議会等で議論していく。	審議会等での議論を実施中	検討中	継続F
令和5年6月16日	グリーン	45	送配電系統に係る情報の開示等	a ローカル系統については、発電事業者が最適な運転をできるよう、予想潮流及び潮流実績等の情報公開の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。 b ノンファーム型接続において、系統制約に係る将来の出力制御の見通しの情報公開について検討し、必要な措置を講ずる。	a: 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b: 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a 第47回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 / 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ(令和5年8月3日)において情報公開の在り方を整理し、基幹系統・ローカル系統共に予想潮流を公開していくこととした。 b 第48回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 / 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ(令和5年10月16日)において系統制約による自然変動電源の出力制御に関する短期見通しを公表した。また、第50回同ワーキンググループ(令和6年3月11日)において系統混雑に関する中長期見通しの算出方針を示した。	a 2024年度を目標にシステム改修を予定。 b 本年夏頃を目処に中長期見通しを公表予定。	未措置	継続F
令和5年6月16日	グリーン	46	配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大	配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大については、当面、分散型エネルギーリソースを活用したNEDOの事業プロジェクトにおいて必要となる要素技術等の開発・検証を進め、社会実装に向けた方向性を取りまとめる。この結果を踏まえ、配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大の必要性を検討する。	令和6年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	NEDOの事業プロジェクトにおいて、配電系統において分散型エネルギーリソースを活用し、配電用変電所の混雑緩和を可能にするDERフレキシビリティシステムの構築に向けた技術開発を実施しており、令和6年度より栃木県那須塩原市でフィールド実証を行う予定。	令和4年度より配電系統における分散型エネルギーリソースを活用技術の開発を開始し、令和6年度よりフィールド実証を開始予定。	検討中	継続F
令和5年6月16日	グリーン	47	需給ひっ迫等への対応手続の改善	需給ひっ迫時等に需要側の対応を期待するためには、需給状況が事前に需要側に伝えられることが前提となる。令和4年3月の東京エリアにおける需給ひっ迫等を踏まえ、手続の改善について検討し、必要な措置を講ずる。 a エリア予備率及び広域予備率について、週間・翌日・当日の3段階で公表しているところ、翌々日の段階においても需給見込みを公表する。 b 需給ひっ迫時の対応を検証した上で、その結果に基づき、需給ひっ迫時の手続を合理的で分かりやすいものに見直す。	措置済み	経済産業省	a 2024年度から翌々日の広域予備率を電力広域的運営推進機関のHP上で公表することとしている。 b 2022年3月の東京エリアにおける需給ひっ迫等を踏まえた検証を実施した上で、2024年度から電力の広域運用が本格化することに伴い、電力需給ひっ迫時の対応について整理を行い周知を実施。	a 措置済 b 措置済(2024年4月1日に資源エネルギー庁HPでも周知予定) https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/2024/jyuky/index.html	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	48	ダイヤモンドが自然に発動される合理的な仕組みの構築	a 令和4年3月の東京エリアにおける需給ひっ迫時の5GWの節電について、内訳(需要家の種類、節電量、ダイヤモンドリソース契約によるものか、要請に応じたものか、送配電事業者経由か、小売事業者経由か等)を調査・検証する。 b その上で、今後このような節電が対価に基づいて自発的に行われる仕組みを検討し、必要な措置を講ずる。	措置済み	経済産業省	a 2022年7月に、2022年3月の東日本における電力需給ひっ迫に係る検証の取りまとめを行っており、当該取りまとめの中で、電圧種別の節電実績をまとめるとともに、小売電気事業者に対してアンケートを行い、ダイヤモンド・リソース等の活用状況等について、調査・検証を行った。 b 2022年冬期に実施した節電プログラム促進事業等を通じて、ダイヤモンドリソースの拡大に向け、継続的に制度の検討に取り組む。	a, b 措置済	措置済	解決

開議決定	分野	N. No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	グリーン	49	昨今の自然現象を踏まえ、必要供給予備力の確保	昨今の自然現象を踏まえ、調整力公募の電源Ⅰ「や電源Ⅰ」に相当する部分で必要量が十分確保されているか、改めて検証し、必要な措置を講ずる。	措置済み	経済産業省	調整力の確保については、電力広域的運営推進機関において、各一般送配電事業者が必要な調整を確保できているかどうかの確認を実施している。また、電気事業法施行規則を改正し、供給計画の提出様式に「調整力に関する計画書」を追加し、電源の調整能力についても確認を行うこととした。	措置済み	解決	
令和5年6月16日	グリーン	50	需給ひっ迫時に自家発電やデマンドリソースのkW値が提供されるよう、調整力公募の電源Ⅱ、電源Ⅱ及び今後それに相当する部分(令和6年度以降、電源Ⅰ)と類似の機能を担う容量市場の発動指令電源及び電源Ⅱからその機能を引き継ぐ需給調整市場)について、自家発電やデマンドリソースも対象に含まれていること及びkW値には機会費用を含めることができることを経済産業省等のホームページにおいて周知する。また、容量市場における発動指令電源等については、需給ひっ迫時等において、活用できることとして提供されており、必要な措置を講ずる。	令和5年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	容量市場については、容量オークション前に市場運営主体である電力広域的運営推進機関が、事業者説明会を開催し、自家発電やデマンドリソースも対象となることを示しており、説明会資料等も電力広域的運営推進機関のHPで公開している。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html (下記、制度概要説明会資料のP23、24) https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/20230711_youryou_gaiyousetsumei.pdf 需給調整市場については、需給調整市場ガイドラインにおいて、予約電源には応札価格に、非予約電源にはkW値に機会費用を含めることができるとしている。また、市場運営主体である電力需給調整力取引所において、取引ガイドにおいて、自家発電やDRを例示するなど対外的に周知を行っている。 (下記、需給調整市場ガイドラインP3、4、5) https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/001/pdf/jyukyuchosei-gl.pdf (下記、取引ガイドP3、4) https://www.tdgc.jp/j_information/docs/guide_202304rev.pdf	措置済み	解決		
令和5年6月16日	グリーン	51	電力価格が高騰している中、需要家への電気料金に係る適切な情報提供がより重要となっている。a. 市場連動型料金メニューや燃料費調整等の仕組みを併用料金メニューによる小売り供給を行う際には、需要家に対し、その仕組みやそれによる電気料金への影響などについて情報提供を行う。b. 小売電気事業者・供給契約そのものや、料金水準の変動のリスクが顕在化している中で、料金メニューのリスクなどが十分に需要家に理解されるよう、情報提供の充実化について更なる検討を行い、必要な措置を講ずる。	a. 措置済み b. 令和5年検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a 実施時期に記載のとおり措置済み b 電力・ガス基本政策小委員会において、小売料金が燃料や電力の価格により変動する場合にはその旨や変動額の算定方法、上限の有無を説明しなければならないこと等を小売事業者の説明義務とする方針を整理した。これを踏まえ、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)を改正した(令和6年3月29日公布・同年4月1日施行)。メニューについても需要家のニーズを踏まえた情報提供の拡充をすることとしており、具体的には、電気料金の仕組みや料金メニューの一例、燃料調整費制度等について、資源エネルギー庁のWebサイトに掲載した。	a, b 措置済み	解決		
令和5年6月16日	グリーン	52	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえ、顧客情報を管理する情報システムの物理分割及びアクセス権限の管理を徹底させるため、必要措置を検討し、講ずる。災害時における一般送配電事業者と旧一般電気事業者の情報共有の在り方を検討する。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	新電力顧客情報の情報漏洩・不適切閲覧事案について、経済産業大臣から5社に対して業務改善命令を、電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)委員長から6社に対して業務改善勧告を、委員会事務局から2社に対して業務改善指導を行い、それに対する業務改善計画が各一般送配電事業者及び各みなし小売電気事業者から提出されているところ、各社の業務改善計画においては、顧客情報を管理する情報システムの物理分割に向けた対応や、ID・パスワード管理をはじめとするアクセス権管理の徹底等のITガバナンスの強化、統制環境確保のための体系的な内部統制体制の構築等が盛り込まれている。 (関連URL) 各一般送配電事業者及び関係小売電気事業者の改善計画の公表状況 https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/085_03_02.pdf ※資料中の四国電力についてはリンク切れとなっている。同内容については以下に掲載 https://www.yonden.co.jp/press/2023/_icsFiles/afieldfile/2023/05/25/pr003.pdf また、委員会においては、新電力顧客情報及び電力買取情報を保有する情報システムの物理分割を実施することや、災害等非常時対応における情報共有は真に必要な情報に限定すること、非公開情報を管理するシステムについてアクセスログの定期的な確認を実施することを新たな義務付けける省令・ガイドラインの改定を建議し、省令・ガイドラインにおいていずれも措置された。 (関連URL) 制度的措置に係る建議事項(資料p21~p25) https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/086_04_00.pdf	措置済み	継続F		

開議決定	分野	N. o.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	グリーン	53	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえ、一般送配電事業者の中立性を確保する観点から、経済産業省は、一般送配電事業者の役員員について、特定関係事業者との間で人事交流(出向・転籍等)の適切な在り方について検討する	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえ、一般送配電事業者の中立性を確保する観点から、経済産業省は、一般送配電事業者の役員員について、特定関係事業者との間で人事交流(出向・転籍等)の適切な在り方について検討する	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	新電力顧客情報の情報漏洩・不適切閲覧事案を踏まえた人事規制の在り方について、委員会においては、電気事業法上措置されている兼職規制と、人事交流(出向・転籍等)の双方について検討した。 兼職規制に関しては、委員会において、関係小売電気事業者において組織的に非公開情報が業務利用されることを人事の面から防止すべく、一般送配電事業者の特定送配電等業務に従事する者との兼職が制限される特定関係事業者の小売電気事業、発電事業、又は特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者の要件として、「電力小売営業業務、電力取引業務、電源開発計画策定業務の実施箇所において契約者情報を管理する地位にあるもの」を新たに追加する省令改正を行うことについて議論した。 (関連URL)兼職規制改正に係る建議事項(資料p3~13) https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/094_08_00.pdf 人事交流(出向・転籍等)については、委員会においては、法的分離後の人事交流に関する規律について検討がなされた際に役員員の人事異動の制約が労働者の基本的な権利に対する制約に当たり、憲法上の要請を踏まえた規制範囲について検討された結果として、事業者の自主規制に委ねられるべきこととされた経緯などを踏まえ、法令又は法令以外の規制による制限を加えることは慎重であるべきと判断。 その上で、制度設計専門会において人事交流に関連した新電力顧客情報の情報漏洩・不適切閲覧事案の防止策について、業務改善計画を踏まえて実施中の対応と併せて各事業者の考え方を聴取し、各事業者と委員との間で議論を実施。人事交流の自主規制に関して、適取GLにおいて「社内規程により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい」と示されていることを踏まえ、各事業者においては、同会合での議論を受け止めた上で、行動規範の見直しの要否も含めて検討し、人事交流に関連した情報漏洩の防止を徹底いただくこととした。 (関連URL)人事交流に関連した情報漏洩事案の再発防止 https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/095_05_00.pdf	措置済	継続F	
令和5年6月16日	グリーン	54	内外無差別な卸売等に向けた措置	経済産業省は、公正取引委員会から電力・ガス取引監視等委員会に対し、公正な競争を阻害する可能性のある行為について、情報提供がされたことを踏まえ、当該情報提供事案についてヒアリングを行い、その結果に応じて適切に対応する。 また、今後、小売電気事業の健全な競争の実現に向け、発電事業者に対する卸売における内外無差別を強化するための方策(制度措置、行政措置の要否含む。)を検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	公正取引委員会から監視等委に行われた情報提供について、旧一般電気事業者及び新電力に対してヒアリング及びアンケート調査を行って実態を確認し、第86回制度設計専門会(令和5年6月27日開催)において確認結果を報告した。結果、内外無差別な卸売のコミットメント以前に監視等委から事業者に対し改善を求め、既に是正された事案が1件確認されたが(※公正取引委員会にも確認済み)、そのほか現在において公正取引委員会からの情報提供の内容に該当する事例の存在は確認されなかった。 また、内外無差別な卸売の取組については、第86回制度設計専門会(令和5年6月27日開催)において各社の23年度単年の卸売について評価基準に基づく内外無差別性の評価を行い、内外無差別な卸売の基準をより明確化した上で、北海道・沖縄エリアについては内外無差別が担保されていると評価した。さらに、第89回制度設計専門会(令和5年9月29日開催)において、長期の卸売についても評価基準の策定を行った。 加えて、今後の不適切事案も踏まえて、審議会において、小売電気事業の健全な競争を実現するという観点から、電力卸売の契約期間の長期化や競争制限的な条件(小売電気事業者が購入した電力の転売の禁止、小売電気事業者の電力の購入可能量の制限等)の解除について議論が行われ、旧一般電気事業者各社は、この方針に従って、今後の卸売の方針を提示した。内外無差別な卸売を前提に、各電気事業者が自らの事業計画に基づき、短期/長期の相対契約を組み合わせることで、より多様な供給力のポートフォリオの構築を行うことができる環境が実現されているかを重視し、各社の卸売を促進・モニタリングしていくことに注力することが適切とされた。こうした審議会での議論を踏まえ、旧一般電気事業者各社は、昨秋以降、2024年度以降受け渡しの電力販売において、電力卸売の契約期間の長期化や競争制限的な条件の解除、内外無差別な卸売を念頭においた対応を進めている。	措置済	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	グリーン	55	旧一般電気事業者のコンプライアンスの強化	経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案やカルテル事案等を踏まえたコンプライアンスの徹底に向けて、次に掲げる内容も参考に、必要な指導を行う。 a コンプライアンスを含め内部監査を行う組織について、外部専門家を入れるなど、被監査部門に對して十分けん制機能が働くよう独立性を高める。 b aにおける組織の意見も聞きつつ、社員に對して徹底したコンプライアンス教育を実施する。	令和5年度上期可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	新電力顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案について、経済産業大臣から5社に對して業務改善命令を、電力・ガス取引監視等委員会以下「委員会」とし、委員長から6社に對して業務改善勧告を、業務局と事務局及び関係小売電気事業者の改善計画を、一般送配電事業者及び各みんしん小売電気事業者から提出された。各社の業務改善計画においては、それぞれ従業員教育の充実・三線管理（被監査部門に對してけん制機能させる組織体制）に係る体制整備・監視機能の強化などが盛り込まれている。 三線機能の強化として、例えば、外部専門家が参加する会議体の設置（管理部門たる二線の監視機能強化）、外部専門家を用いたシステム監査の実施（内部監査部門たる三線の監視機能強化）といった、監視機能の独立性及び専門性を高める施策が含まれている。 （関連URL）各一般送配電事業者及び関係小売電気事業者の改善計画の概要 https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/085_03_01.pdf （関連URL）各一般送配電事業者及び関係小売電気事業者の改善計画の公表状況 https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/085_03_02.pdf ※資料中の四国電力についてはリンク切れとなっている。同内容については以下に掲載 https://www.yonden.co.jp/press/2023/_icsFiles/afieldfile/2023/05/25/pr003.pdf また、委員会においては、三線管理による体制強化を義務づける省令・ガイドラインの策定を建議し、この建議に對して示した省令案では、被監査部門とは異なる部門として管理部門を設置し、被監査部門への指導・監督を実施することや、不正の早期発見に資する社内体制の整備を一般送配電事業者に義務付けることとしたところ、省令・ガイドラインに對していずれも措置された。 （関連URL）制度的措置に係る建議事項（資料p21～p25） https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/086_04_00.pdf 委員会においては、各社の業務改善計画に基づく内部統制体制の強化（従業員の法令遵守意識向上に係る取組や、三線管理に係る制度などの進捗を確認するべく、業務改善計画提出後1年間を集中改善期間と位置付けて、モニタリングを実施している。各社に對して、三線管理の体制整備（二線の体制整備や外部専門家が参加する会議体の設置等の二線の監視機能強化、内部監査を行う三線における行為規制に特化した部署の新設や外部専門家を用いたシステム監査の実施等の三線の監視機能強化）と同時に従業員教育が実施されていることを、令和5年8月から10月にかけて実施した第2回モニタリングに對して確認し、また、同年11月から令和6年1月にかけて実施した第3回モニタリングに對してその取組の進捗・更新状況を確認した。 （関連URL）第2回モニタリングの結果報告 https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/090_06_00.pdf （関連URL）第3回モニタリングの結果報告 https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/095_04_00.pdf また、カルテル事案に關連して、令和5年7月に経済産業大臣が大手電力等5社に對して業務改善命令を行ったところ、同年8月、再発防止のための計画（改善計画）が各社から提出された。改善計画に對して、大手電力等5社は、コンプライアンスに關して、外部人材を過半数とする組織体制の設置、経理関係にある他の小売電気事業者との関係に關するルール設定、小売電気事業者の競争に關する組織的な研修等を実施することとした。その上で、委員会では、フォローアップの一環として、上記大手電力等5社のこれまでの取組状況などを聞き取るため、令和5年10月に、各社の社長と委員会との面談を行ったほか、令和6年1月下旬から2月上旬にかけてコンプライアンスに携わる組織体の役割分担や相互の連携方法等についてヒアリングを行った。それぞれの概要については、令和5年10月及び令和6年3月に公表している。 （関連URL）令和5年10月公表のフォローアップ結果報告 https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/090_03_00.pdf （関連URL）令和6年3月公表のフォローアップ結果報告 https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/095_03_00.pdf	措置済	継続F	
令和5年6月16日	グリーン	56	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案及びカルテル事案を踏まえた電気事業法上の罰則の強化	経済産業省は、事業者の法令違反行為の抑止効果を高めるため、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた罰則の強化について、その必要性や妥当性等について検討し、必要な措置を講ずる。 カルテルを含む電気事業の健全な発達を阻害する行為に對して、私的独占の禁止及び公正取引確保に關する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）との関係に留意しつつ、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく規律の強化を検討する。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	罰則や行政上の制裁については、電事法に對する他の規律に對する罰則等の水準と同様の保護法益を有する他法令（電気通信事業法等）の規定のバランスや、刑法・不正競争防止法・不正アクセス禁止法等の一般的な規制体系との関係などを踏まえて設定する必要があり、今回の事案をもって罰則や行政上の制裁を強化することは困難と考えられる。 その上で、今回の事案を踏まえ、一般送配電事業者の特定関係事業者が、当該一般送配電事業者がその業務上知り得た電気供給事業者や需要家に關する情報をはじめとする非公開情報を、当該特定関係事業者の業務に對して利用してはならないことを行為規制の対象とする制度的措置を講ずることにより、電事法上、禁止される行為であることを明確化している。	措置済	フォロー終了	
令和5年6月16日	グリーン	57	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた行政上の制裁の強化	経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえ、再発防止に對して行政上の制裁としての電気事業者に對する業務停止命令などの行政上の制裁について、その必要性や妥当性等について検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	罰則や行政上の制裁については、電事法に對する他の規律に對する罰則等の水準と同様の保護法益を有する他法令（電気通信事業法等）の規定のバランスや、刑法・不正競争防止法・不正アクセス禁止法等の一般的な規制体系との関係などを踏まえて設定する必要があり、今回の事案をもって罰則や行政上の制裁を強化することは困難と考えられる。 その上で、今回の事案を踏まえ、一般送配電事業者の特定関係事業者が、当該一般送配電事業者がその業務上知り得た電気供給事業者や需要家に關する情報をはじめとする非公開情報を、当該特定関係事業者の業務に對して利用してはならないことを行為規制の対象とする制度的措置を講ずることにより、電事法上、禁止される行為であることを明確化している。	措置済	フォロー終了	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	グリーン	58	電力・ガス取引監視等委員会の機能強化	経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事業やカルテル事業等を踏まえ、再発防止に向けて、電力・ガス取引監視等委員会について、諸外国の類似した規制機関の例も参考に、独立性を前提に監視機能強化について検討する(当該委員会の職員を増強する(特に専門性の高い外部出身者の割合を増やす。)など)。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	電力・ガス取引監視等委員会の監視機能強化の観点から、以下の対応を実施。 ①令和6年度の機構・定員要求として、新たに機構として総合監査室を設置するとともに、定員強化に向けた対応を実施 ②令和6年度予算として新たに電力市場監視機能強化等事業を措置	電力・ガス取引監視等委員会における監視機能強化については、今後、諸外国の類似した規制機関なども参考としながら必要な検討を進めることとしており、これを踏まえ、本年夏頃を目処に、組織としての「監視機能強化の方針」等とりまとめる予定。令和6年度予算(電力市場監視強化等事業)等の適切な執行に加え、当該方針を踏まえた監視機能強化を進めていくことを想定。	検討中	継続F
令和5年6月16日	グリーン	59	電気事業者の組織の在り方の検討	経済産業省は、電気事業者の組織の在り方について、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事業やカルテル事業等を踏まえつつ、2013年の電力システム改革報告書に基づき、次のような点について引き続き検討する。 a. 旧一般電気事業者の送配電部門の所有権分離についてその必要性や妥当性、長所・短所を含めて検討する。 b. 電気事業者の発電部門と小売部門の組織の在り方に関し、発電分離及び会計分離については、各事業者の事業戦略に基づき選択可能であるという前提の上で、検討する。 c. 小売電気事業の健全な競争を実現するため、各エリアにおいて新たな有力選択派となり得る小売電気事業者の創出のための環境整備について検討する。	令和5年度を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a. 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会において、今般の不適切事業に対する直接的な解決策にはならない等の指摘がなされており、こうした議論を踏まえれば、不適切事業への対応としての必要性、妥当性は認められないと考えられる。その上で、今般の一連の不適切事業に係る対応の状況等を踏まえつつ、今後実施する電力システム改革に係る検証の中で、有識者等の御意見も伺いながら、2013年の電力システム改革報告書の趣旨や売送電分離以降の電気事業全体をとりまく環境変化等を踏まえ、引き続き、包括的に検討することとした。 b, c ・今般の不適切事業を踏まえ、小売電気事業者の健全な競争を実現するという観点から、電力卸売の契約期間の長期化や競争制限的な条件(小売電気事業者が購入した電力の転売の禁止、小売電気事業者の電力の購入可能量の制限等)の解除について、審議会において議論が行われた。 ・その中で、b,cについては、各電気事業者(旧一般電気事業者等・新電力も含む、全電気事業者)の判断として、事業戦略上必要であれば自由に選択可能という整理とし、今後の小売電気事業者の活性化の観点からは、これまでの審議会の議論も踏まえ、内外無差別な卸売を前提に、各電気事業者が自らの事業計画に基づき、短期/長期の相対契約を組み合わせたこと等により多様な供給力のポートフォリオの構築を行うことができる環境が実現されているかを重視し、各社の卸売を促進・モニタリングしていくことに注力することが適切とされた。 ・cについても、上記の卸売を通じ、小売電気事業者の電気の調達先の選択も増えているものと思われることから、こうした卸売環境の変化の動向に加え、小売電気事業者のシェア等を定期的に確認しつつ、小売電気事業者の競争環境に注視していくことが適切とされた。 ・こうした審議会での議論を踏まえ、旧一般電気事業者各社は、昨秋以降、2024年度以降受け渡しした電力販売において、電力卸売の契約期間の長期化や競争制限的な条件の解除、内外無差別な卸売を念頭においた対応を進めている。	a. 資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会における電力システム改革の検証の中で、電気事業全体をとりまく環境変化等を踏まえ、引き続き、包括的に検討する。 b, c. 措置済	検討中	継続F
令和5年6月16日	グリーン	60	独占禁止法上の厳正な対応	公正取引委員会は、旧一般電気事業者の小売部門によるカルテル事業等を踏まえ、電力分野において、独占禁止法上問題となる事実が認められた場合は、引き続き、独占禁止法上のあらゆる手段を排除せず、厳正・的確に対処する。	令和5年度以降継続的に措置	公正取引委員会	公正取引委員会は、令和6年3月4日、東邦瓦斯の都市ガス供給区域における家庭用の都市ガス及び電気の小売供給に係る取引分野並びに中部電力の電気供給区域におけるFIT制度による電気の買取期間満了後の電気の買取りに係る取引分野における競争を実質的に制限していた疑いがあるとして、中部電力をライズ及び東邦瓦斯に対し、警告を行った。	今後とも、電力分野における独占禁止法違反行為が行われた場合には厳正に対処していく。	措置済	解決
(5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し										
令和5年6月16日	グリーン	61	電気保安規制の主任技術者制度に係る見直しの検討	経済産業省は、電気主任技術者制度において、監督可能な事業場数に関しては統括及び兼任について、点検頻度及び点検方法等に関してはそれぞれ兼任及び外部委託について、一律に求められる現行規制の趣旨・目的や規制の科学的根拠・合理性について、諸外国の規制との比較や保険制度の適用等も含めて調査し、審議会での議論を基に、結論を得て、必要な規制見直しを実施する。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	令和6年3月19日の第15回電気保安制度WGにおいて、統括及び兼任における監督可能な事業場数について議論 統括と兼任のいずれについても、現行制度上監督可能な事業場数に上限等の規制は存在していないものの、電気主任技術者の不足への懸念を踏まえ、より多数の事業場の監督を事業者が適切に行うことができるよう、今後経済産業省において統括において多数の事業場の監督を行う場合に保安管理上注意すべき点を整理し公表することとした。(検討・結論まで実施済) なお、兼任については既に経済産業省HPにおいて多数の事業場の監督を認めた事例を公表することで、事業者の予見可能性を確保している。(実施済) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/pdf/015_02_0.pdf 外部委託及び兼任における点検の方法及び頻度について、これまで原則として現地に赴き毎月点検を行うこととされていたところ、 令和3年にキュービクルにカメラ等を取り付けた場合には遠隔での点検を認める旨の制度改正を行い、更に令和6年3月19日の第15回電気保安制度WGにおいて、適切な周期で機械器具の更新を行っておりかつ電気設備の過負荷状態をセンサにより監視し適切に是正等している場合には、点検の頻度を3月に1度以上とすることを認める方針を示した。(検討・結論まで実施済) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/pdf/015_03_0.pdf	検討・結論まで実施済とされているものについて、審議会の場で方針について委員の了解を得たことから、早期に制度改正を行う。	未措置	継続F
令和5年6月16日	グリーン	62	主任技術者制度における2時間以内の到着要件に係る規制の見直しの検討	経済産業省は、電気主任技術者制度において、 a. 統括、兼任及び外部委託の場合それぞれについて一律に求められている設備への2時間以内の到着要件について、洋上風力や僻地の太陽光といった、その種々の事情に鑑みて直ちに現行の規制・運用を柔軟化することが適当と考えられるものについて必要な見直しを実施する。 b. 外部委託の場合について、2時間以内不到達できる者を主任技術者本人でなく担当技術者とすることができる組織形態を許容することを検討し、必要な措置を講ずる。また、仮にその制度的措置が可能と認められる場合には、外部委託制度において受託可能な設備区分の全てをその対象とすることが可能であるかについても併せて検討し、必要な措置を講ずる。	a. 令和5年度措置 b. 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a. 以下3. (1)、4. (9)～(10)、6. (1)にて洋上風力(統括・兼任・外部委託)、太陽電池を含む倉庫に設置された電気工作物(兼任・外部委託、担当技術者を配置した事業場については統括形態を含む)について運用の柔軟化を行った。(実施済) https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/syunyongjitsusya_naiki.pdf b. 外部委託において、実態上、受託者本人以外の他の電気主任技術者が2時間以内に到着すれば、受託者本人が2時間以内に到着することを要しないという運用の柔軟化を認める旨を令和6年3月19日の第15回電気保安制度WGにおいて明確化した。(実施済) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/pdf/015_02_0.pdf	措置済	措置済	解決

開議決定	分野	N. No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	グリーン	63	外部委託制度における月次点検	経済産業省は、自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、告示等にて点検頻度(例:月次点検を1月に1回以上実施、年次点検を1年に1回以上実施など)を定めているところ、スマート保安技術を実践し、高い保安レベルを確保している事業者に対する点検頻度の見直しについて、必要な措置を講ずる。 経済産業省は、スマート保安プロモーション委員会等を活用してスマート保安技術等を実践し、保安レベルが確保されるか否かを確認した上で、随時換算係数・圧縮係数の見直しを併せて行う。	令和5年度措置	経済産業省	a 令和6年3月19日の第15回電気保安制度WGにおいて、外部委託により保安管理が行われている事業場において、適切な周期で機械器具の更新を行っており、電気設備の過負荷状態をセンサにより検出し適切に是正等している場合には、点検の頻度を月に1度以上とすることを認める方針を示した。 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/pdf/015_03_0.pdf b 令和6年3月19日の第15回電気保安制度WGにおいて、EV充電器の増加等により、設備を監督する電気主任技術者の不足も考えられる中、保安レベルの維持に向けて、設備特性を踏まえた新たな保安制度のあり方について検討。主たる負荷設備がEV充電器である事業場において、設備容量64~100kVAまでのものについては同一の点検換算係数を適用することで、委員の了解を得た。 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/pdf/015_04_0.pdf	審議会の場で方針について委員の了解を得たことから、早期に制度改正を行う。	未措置	継続F
令和5年6月16日	グリーン	64	外部委託の対象となる電圧・出力規模の拡大	経済産業省は、電気主任技術者制度について、外部委託の対象となる電圧・出力を特別高圧で系統連系する設備まで拡大することに関して、諸外国の規制・制度等を調査した上で、我が国の電気保安規制の制度趣旨も踏まえつつ検討し、下記の設備についてそれぞれ必要な措置を講ずる。 a 太陽電池発電設備及び風力発電設備 b 上記以外の再生可能エネルギー発電設備及び需要設備	a: 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b: 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	令和6年3月19日の第15回電気保安制度WGにおいて、外部委託を認める事業場の範囲を特別高圧で系統連系する設備まで拡大することについて特別高圧設備の保安管理の実態及び外部委託の制度趣旨を踏まえて検討を行ったところ、電気主任技術者による日常的な保安管理が必要である特別高圧設備を外部委託により管理することは電気主任技術者の業務の実態を踏まえれば困難であり、かつ外部委託が高圧の自家用電気工作物に求められる保安のレベルを鑑みて特別に認められた選任の形態であるとの制度趣旨を踏まえれば、波及事故の影響が甚大である等の理由から高度な保安レベルの維持が求められる特別高圧で系統連系する設備にまでその対象を拡大することは不適切であるとの結論に至った。(実施済) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/pdf/015_02_0.pdf	措置済	未措置	フォロー終了
令和5年6月16日	グリーン	65	ダム水路主任技術者に係る実務経験年数の見直し	経済産業省は、将来的な人材不足が懸念されるダム水路主任技術者の免状取得に当たり求められる実務経験年数について、講習受講等による実務経験年数の短縮を図るため必要な措置を講ずる。	令和5年度上期措置	経済産業省	令和5年3月31日の第13回電気保安制度WGにおいて、ダム水路主任技術者免状の取得に係る実務経験年数の見直しを実施。 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/pdf/013_02_0.pdf ダム水路主任技術者免状の交付を受けるために必要な実務の経験について、各学歴・学科の者が入職前に経験した学習内容を考慮し見直すとともに、経済産業大臣の登録を受けた講習機関が行う講習を新設し、同講習を修了した者の実務経験の年数を短縮する制度を導入。(令和5年9月29日施行) https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/09/20230929-1.html	措置済	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	66	風力発電の電力保安通信設備の在り方の見直し	一定規模以上の風力発電設備に設置が要求される電力保安通信用電話設備について、衛星電話等のその他の手段の活用により、非常時に確実に必要な保安上の措置を取ることのできる手段を講ずれば、専用の通信用電話設備の設置を免除することについて検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	令和6年3月19日の第15回電気保安制度WGにおいて、電力保安通信用電話設備を施設する必要性、特に、発電所等を所有する分散型電源設置者に対する連絡手段の在り方について検討。一般送配電事業の電気の供給に対する著しい支障がなく、関係する設備の保安確保に支障がない箇所については、電力保安通信用電話設備以外の通信手段の採用が可能となる箇所について、整理する方針を示した。(検討・結論まで実施済) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/pdf/015_02_0.pdf	審議会にて委員の了解を得たことを踏まえ、電力保安通信用電話設備以外の通信手段の採用が可能となる箇所について、早期に電気設備の技術基準の解釈を改正する。	未措置	継続F
令和5年6月16日	グリーン	67	風力発電設備の工事計画届出に係る審査の迅速化に向けた情報発信	風力発電設備の工事計画届出に係る技術基準の審査の迅速化を目的として、経済産業省は、登録適合性確認機関に対し、実際の審査で審議された審査のポイントなどを事業者公表するよう指導する。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	登録適合性確認機関に対し、実際の審査で審議された審査のポイントなどを事業者公表するよう指導を行った。その結果、登録適合性確認機関は、事業者に対して適合性評価の審査の手順をまとめた技術基準を提示する、登録適合性確認機関のHPIにおいて審査のポイントをQ&A形式で公開する等の対応を行うこととしている。	措置済	措置済	継続F
令和5年6月16日	グリーン	68	郊外型水素スタンドにおける散水装置への水道からの水の直接供給の許容	郊外型水素スタンドにおいては、現状、防火水槽の設置が求められ、当該防火水槽を通じて散水装置に水を供給することが必要とされているところ、都市型水素スタンドと同様に、上水道から散水装置への水の直接供給が認められるよう必要な措置を講ずる。	令和5年度措置	経済産業省	検討会の結果を踏まえ、郊外型水素スタンドについて、追加して所定の措置を講じた設備に対する防火設備の設置を不要とする旨の例示基準案を策定し、パブリックコメント中(令和6年3月21日~4月19日まで)。	令和6年4月19日までの間で実施しているパブリックコメント終了後、提出意見数によるところであるが、速やかに施行する予定。(その後、令和6年4月26日付けで「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程」を制定・施行し、貯水槽等を介さず「上水道から水を直接供給することができる散水装置について、郊外型水素スタンドにおいても、都市型水素スタンドと同様の扱いとなることを明示した。)	措置済	解決

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
			(6) その他							
令和5年6月16日	グリーン	69	生産緑地地区内における充電を行う蓄電型太陽光発電設備の設置の実現	現行制度上認められている、農産物等の生産のために必要な太陽光発電設備だけではなく、畜産の確保を前提に売電を行う蓄電型太陽光発電設備についても、農業関係者のニーズ・要望を待って、生産緑地地区内で地域住民の理解を得た上で設置できるよう措置を検討する。	可能な限り早期に検討・結論	国土交通省	生産緑地地区内における蓄電型太陽光発電設備の設置について、継続的に農業関係者からの意見聴取等を実施。これまで、農業関係者からは、生産緑地地区は良好な生活環境の確保に相当する効用がある農地の保全を目的としているものであり、そのために税制上の特別措置が講じられていることを踏まえ、当該設備の設置により、生産緑地の有する多様な機能の確保や地域の理解等の観点から強い懸念があること、生産緑地地区内における当該設備の設置に対する農業者のニーズが確認されないことから、農業者のニーズがない中では導入するべきではないとの意見が示されてきたところ。また、現時点においても、農業関係者のニーズ・要望は確認されていないこと。	引き続き、農業関係者の意向を注視していくこととする。	検討中	継続F
令和5年6月16日	グリーン	70	農山漁村における再生可能エネルギーの導入目標の設定	農林水産省は、2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の策定のため、令和5年度が目標年度となっている農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）に基づく基本方針の目標の見直しを行う。その際には、森林分野の導入目標も併せて示す。	令和5年度内の措置を目指す	農林水産省	農山漁村再生可能エネルギー法基本方針に掲げる目標の取組状況やみどりの食料システム戦略KPI2030目標（令和4年6月決定）等を踏まえ、同法基本方針に掲げる目標の改定について検討中。	農山漁村再生可能エネルギー法基本方針に掲げる目標の見直しについては、今国会に改正案を提出している食料・農業・農村基本法に基づく新たな食料・農業・農村基本計画等の議論を踏まえ、令和6年度内の目標設定を目指す。	検討中	継続F
令和5年6月16日	グリーン	71	エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更に「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、「学校給食や食生活を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について、実態を把握した上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、結論を得る。 c 農林水産省は、「登録再生利用事業者制度」について、過去1年間に特定肥料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度措置	農林水産省	a 令和6年2月28日に食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年7月12日府務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）の一部を改正し、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更に「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記した。 b 「学校給食や食生活を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について実態を把握し、令和5年度に食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会において議論を行ったところ。現行においても収集運搬の特例制度の活用が可能であるとの結論を得た。 c 令和6年2月28日に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業者を行う者の登録に関する省（平成13年農林水産省、経済産業省、環境省令第1号）の一部を改正し、過去1年間に特定肥料等の製造・販売実績がない者も「登録再生利用事業者」としての登録を受けることができるよう見直しを行った。	a～c 措置済	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	72	非化石証書に係るトラッキング形式の改善	FIT証書及び非FIT証書のトラッキングは、非化石証書の購入者に対し、希望する電源の属性状況を約定後に後付けする形式を採用しているが、令和4年10月に「RE100」における再生エネ調達手法などを定める技術要件が改訂され、再生エネ調達の要件として、運転開始から15年以内であることが追加された。これも踏まえ、再生エネ価値取引市場及びエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）に基づく市場において以下の措置を講ずる。 a 稼働開始年月を需要家が選択して調達可能とするために必要な措置 b 入札の際にトラッキング情報として、電源種別及び産地情報を需要家が選択して調達可能とするために必要な措置	a: 令和5年度上期措置 b: 令和5年度内を目標とす	経済産業省	a 再生エネ価値取引市場及び高度化法義務達成市場において、運転開始から15年以内の設備を選択して調達することを可能とした。 b 令和6年8月開催のオークションから、非化石価値の属性情報（電源種別及び産地情報）を選択して入札が可能となるように制度変更をした。	a, b 措置済	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	73	太陽光発電設備の再生可能エネルギー設備に係る見直し	現状、太陽光発電設備の合計出力が3kW以上又は3%以上増加した場合、更新・増設部分だけでなく、既設部分も含めて最新のFIT調達価格・FIP基準価格に変更されることとされているところ、更新・増設を促すため、既設部分と更新・増設部分を切り分けて価格を設定する必要がある。また、当該更新・増設の内容を含む措置の適用要件の設定に当たっては、国民負担の増大の抑制を前提に、合理的な基準となるよう必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	太陽光パネルを更新・増設する際に、当初設備相当分は価格維持し、増出力相当分は十分に低い価格を適用する措置を内容とする再生エネ特措の改正を昨年6月に実施し、本年4月より運用を開始した。	措置済	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	74	小規模な再生可能エネルギー設備に係る情報の地方公共団体への提供	地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）において求められる再生エネ利用促進の目標策定等に適切に対応するため、再生エネ導入量の把握、再生エネ導入目標の策定及び進捗管理等に活用できるよう、FIT以外の再生エネに係る情報について地方自治体にも共有することが重要であることから、 a 令和4年6月22日の電気事業法の改正により、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備及び20kW未満の風力発電設備について、基礎情報の届出制度が創設されたが、この制度で収集した基礎情報を基に都道府県・市町村ごとの小規模事業用電気工作物の合計出力について、適切に公表する。 b 系統接続されている10kW未満の太陽光を含む発電設備の最大受電電力及び逆潮流量等について、都道府県・市区町村ごと、電源種別ごとに国で情報把握できるよう必要な措置を講ずる。 c bで把握した情報について、地方公共団体に適切に情報提供する。	令和7年度措置 令和5年度措置	経済産業省 環境省	a R7年度にHPにて当該情報を公表できるようにするため、データ抽出機能を実装するよう保安ネットワークの改修を調整中。 b 2022年4月に電気関係省規則第2条を改正し、様式第12の4（市町村別発電年報）及び様式第12の5（市町村別需要年報）により一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者から経済産業大臣に対して、10kW未満の太陽光発電設備も含めて系統接続されている電源について、各市区町村における電源種別ごとの最大受電電力、逆潮流量等を、2022年度実績分から報告することとして措置している（報告期限は翌年6月末）。 c 報告があった内容については、電力調査統計で、「市町村別発電・需要実績」の「6-(1)市町村別需要電力量」/「6-(2)市町村別逆潮流量」として公表している。また、当該公表内容について、地方公共団体の地球温暖化対策における活用を促すため、環境省ホームページや地方環境事務所を通じて、地方公共団体にに対して周知を行った。	a 引き続きシステム構築に関して実装されるよう調整を継続する予定 b, c 措置済	未措置	継続F
令和5年6月16日	グリーン	75	地熱発電事業の円滑な実施に向けた制度の取扱いの明確化	地熱発電事業に係る独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の債務保証制度について、FITの一旦認定であっても採択可能であることを適切な文書等に明記して公表する。	措置済み	経済産業省	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構のHPにおいて、FIT/FIP制度の一旦認定を受けている段階であっても申請を受け付ける場合がある旨を明記。	措置済	措置済	解決

開議決定	分野	N. No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和5年6月16日	グリーン	76	地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック	「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック」における、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき都道府県が定める促進区域の設定に関する基準（以下「都道府県基準」という。）の所管において、大規模風力発電施設に關して、促進区域に含めない区域の例として保安林の域設定等に記載がある。これはあくまで、都道府県基準の策定例を示したものであり、基準の具体的な内容は、地域の自然的社会的条件に応じて、各都道府県において決定されるものである。一方で、都道府県基準において、一律に保安林が促進区域の対象外であると解されることがないよう、分かりやすさの観点から、当該ハンドブックに注意書きを記載する等の必要な措置を講ずる。	措置済み	環境省	2023年に公表した「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック」において、都道府県基準の例示については、あくまで例示であり、例示した区域を全国一律に制限する趣旨ではなく、各地域の実情に応じて検討するよう、注意書きを記載している。 (参考URL) https://www.env.go.jp/policy/local/kekaku/data/sokushin_handbook_202303.pdf	措置済	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	77	風況観測方法の改善	浮体式の洋上風力の設置促進の前提として、フローティングライダーでの乱流強度計測を円滑に実施することが重要であるところ、乱流強度計測技術も含めてフローティングライダーの精度検証及び観測手法の確立に向けて必要な措置を講じ、その成果を公表する。	措置済み	経済産業省	乱流強度の計測やフローティングライダーの精度検証の方法等を含め、NEDOの研究開発事業の一環として、日本における洋上の風況観測手法の確立に向け、観測機器を用いた現地実測を通じた観測手法の検討・検証を実施。その成果物として、風況観測の実務者が参照するための「洋上風況観測ガイドブック」を令和5年3月に策定し、NEDOホームページでも公表済。	今後の技術動向等を踏まえ、適時においてガイドブックの内容の更新を図るとともに、我が国の風況観測手法の高度化に引き続き努めていく。	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	78	送電線等の道路占用許可の運用改善	一般的に占用の許可等の手続に際して道路占用に係る許可の判断に必要な範囲を著しく超えた過度な資料の提出を求めると、他の占用申請者との不公平な取扱いを行うことは妥当ではないため、占用の許可等の手続に当たって適正な運用を行うよう、国及び地方公共団体の関係機関に対して通知を发出する等の措置を講ずる。	措置済み	国土交通省	令和4年10月に各地方整備局等に対して文書を発出済。 また、都道府県等に対しても文書を参考送付するとともに、都道府県から管内道路管理者(市町村)宛てに通知の内容を共有してもらうよう依頼済。	措置済	措置済	解決
令和5年6月16日	グリーン	79	再生可能エネルギーの促進に関する法律上の公共部門の率先行動の改善	「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」(令和5年10月22日公表)における2030年度の太陽光発電の導入見込において、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで6.0GW(以下「GW導入目標」という。)分の導入が見込まれているが、環境省及びその他の各府省庁は、GW導入目標の達成に向けたPDCAを回す仕組みとして連絡会議を設置し、当該連絡会議を活用して、施設種別のkWベースでの2030年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標の策定・精緻化も含め、GW導入目標の着実な達成に向けて適切に調整を行うなど必要な措置を講ずる。	令和5年上期措置、以降順次措置	環境省 内閣府 官内庁 警察庁 子ども家庭庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	【環境省】 太陽光発電の導入を始めとした公共部門の脱炭素化の取組を進めるため、2023年9月に「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」を立ち上げ、各府省庁で太陽光発電のkWベースでの導入目標を策定するとともに、年度内に太陽光発電整備計画を作成すること、関係省庁において地方公共団体の施設種別のkWベースでの導入目標を策定する方針を取りまとめた。 2024年3月に第2回会議を開催し、各府省庁の太陽光発電の導入目標の精緻化や各府省庁が作成した太陽光発電整備計画(案)の確認を行うとともに、関係省庁における地方公共団体の施設種別のkWベースでの導入目標を取りまとめた。 【警察庁・子ども家庭庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】 太陽光発電の導入を始めとした公共部門の脱炭素化の取組を進めるために立ち上げられた「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」において、各府省庁における太陽光発電の導入目標を策定し、その目標の達成に向けた太陽光発電整備計画を策定することとした。また、同会議において、所管する地方公共団体の施設種別のkWベースでの導入目標を策定した。 【その他各府省庁】 太陽光発電の導入を始めとした公共部門の脱炭素化の取組を進めるために立ち上げられた「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」を通じ、各府省庁における太陽光発電の導入目標を策定し、その目標の達成に必要な太陽光発電整備計画を策定することとした。	【全府省庁】 各府省庁において策定した太陽光発電整備計画に基づき太陽光発電設備の導入を行い、引き続き「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」を通じ、GW導入目標の着実な達成に向けて取り組む。	未措置	継続F

開議決定	分野	N.o.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
規制改革実施計画(令和4年6月7日開議決定)										
デジタル分野以外の横断的な取組										
(1)多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し										
令和4年6月7日	デジタル分野以外の横断的な取組	4	ダム水路主任技術者に係る実務経験年数の見直し	<p>経済産業省は、将来的な人材不足が懸念されるダム水路主任技術者の免状取得に当たり求められている実務経験年数について、</p> <p>①講習受講等による実務経験年数の短縮</p> <p>②実務経験年数の対象業務の見直しに係る検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>経済産業省は、ダム水路主任技術者が統括管理できる事業場数の上限や到達時間の制限の見直しの検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	令和4年上期措置 令和4年度上期措置	経済産業省	<p>a① 業界や有識者の意見を踏まえながら検討を進めてきたが、現行の実務経験年数についても併せて見直しする必要があり、令和5年3月31日に審議会に諮り、見直し旨結論を出した。審議会の結論を踏まえ、ダム水路主任技術者免状の交付を受けるために必要な実務の経験について、各学歴・学科の者が入職前に経験した学習内容を考慮し見直しとともに、経済産業大臣の登録を受けた講習機関が行う講習を新設し、同講習を修了した者の実務経験の年数を短縮する制度を導入。(令和5年9月29日施行)</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/09/20230929-1.html</p> <p>a② 実施時期欄に記載のとおり措置済</p> <p>b 令和4年6月22日に主任技術者制度の解釈及び運用(内規)の一部改正にて、被統括事業場が統括事業場から2時間以内で到達できるところ以外のある場合については、被統括事業場の保安管理業務を専ら担当する技術者として、被統括事業場の規模に応じた知識及び技能を有する者を確保することとし、担当技術者が常勤勤務する事務所が被統括事業場に2時間以内に到達できるところにあること等を要件に認めることとした。</p>	a① 措置済 a② 措置済 b 措置済	措置済	解決
個別分野の取組										
(グリーン分野)										
(1)リチウムイオン蓄電池や急速充電器の普及拡大に向けた消防法の見直し										
令和4年6月7日	グリーン	1	一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る、消防法上の危険物規制の適用の在り方の検討	<p>消防庁は、電気自動車分野で国際競争が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットリングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、その後速やかに結論を得る。</p>	令和4年度内に課題を洗い出し、その後速やかに結論	総務省	令和5年6月16日開議決定規制改革実施計画の「一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る、消防法上の危険物規制の体系・適用の在り方の検討」の回答と同様の取組みを実施。	措置済	措置済	解決
令和4年6月7日	グリーン	2	車載用リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所の床面積、階数、軒高等の制限の見直し	<p>消防庁は、消防法(昭和23年法律第186号)の危険物規制の対象となる指定数量以上の車載用リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所に係る床面積(1,000m²以下)・階数(平屋建て)・軒高(6m未満等)・非危険物貯蔵の禁止等の制限について、海外の法規制や保険等を調査した上で、欧米とイコールフットリングな火災安全対策とする方向で検討し、速やかに結論を得て、必要な措置を講ずる。</p>	令和4年結論、結論を得次第速やかに措置	総務省	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(令和5年政令第348号)、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和5年総務省令第83号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(令和5年総務省告示第406号)を令和5年12月6日に公布し、蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る位置、構造、設備の技術上の基準等の規制について合理化を行った。	措置済	措置済	解決
令和4年6月7日	グリーン	4	定置用リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の保有空地等の緩和	<p>消防庁は、消防法の危険物規制の対象となる、コンテナ又はキュービクルに収納された屋外設置の一定数量以上のリチウムイオン蓄電池設備に関して、当該設備が着火及び焼損対策が規定されているJIS規格等に準拠しており、かつ、消火困難性に応じた消火設備を設置する場合には、設備周辺の保有空地の幅の規制緩和や設備間の離隔距離の撤廃等の措置を講ずる。</p>	令和4年上期措置	総務省	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和5年総務省令第70号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(令和5年総務省告示第321号)を令和5年9月19日に公布し、蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で、危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものについて、保有空地等に関する規制を適用しないこととした。	措置済	措置済	解決

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(2)路面太陽光発電を含めた道路・都市公園における再生可能エネルギー導入の促進										
令和4年6月7日	グリーン	9	道路における再生可能エネルギー導入目標の策定	<p>a 国土交通省は、道路においてトンネルや無線中継局の付近等に太陽光発電設備を試験的に導入し、導入済みの箇所及び試験的に設置した太陽光発電設備における課題を確認し、道路における太陽光発電設備設置のための技術指針を策定する。</p> <p>b 国土交通省は、道路における再生可能エネルギーの導入に有効・有用な技術・手法や設置に係る条件が明確となった段階において、2030年度及び2050年度における道路での再生可能エネルギーの導入目標を策定する。</p>	<p>a: (試験導入)令和4年度措置、(技術指針策定)令和4年度から検討を開始し、速やかに措置</p> <p>b: 技術指針を策定した後、速やかに措置</p>	国土交通省	<p>a 道路利用者の安全確保や道路管理等の観点から、設置場所の考え方や留意点について解説した「道路における太陽光発電設備の設置に関する技術面の考え方」を令和5年3月に策定済み。</p> <p>b 各道路管理者に対し、「道路における太陽光発電設備の設置に関する技術面の考え方」に基づいた導入目標に関する調査を実施した。</p>	<p>a 措置済</p> <p>b 今後、災害等の要因で未回答の地方公共団体を含め、調査結果をとりまとめ、回答内容の精査を行ったうえで公表予定。</p>	検討中	継続F
令和4年6月7日	グリーン	10	路面太陽光発電の車道(公道)における設置に向けた規制見直し	<p>a 国土交通省は、路面太陽光発電の車道(公道)における設置に向けて、公募により設置者を募って検討し、課題を確認するための技術公募を実施する。</p> <p>b 国土交通省は、道の駅や車道(公道)での活用を想定し、屋外環境での性能確認試験を行い、課題を確認した上で、活用可能な技術を踏まえて、技術基準の策定や法制度の改正を検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a: 令和4年度措置の結果を踏まえ、結論を得次第速やかに措置</p>	国土交通省	<p>a 路面太陽光発電技術の公募要領を検討(要求性能等)し、令和5年3月6日に技術公募を開始した。</p> <p>b 現在、選定された6件の技術について性能確認試験を実施中。</p>	<p>a 措置済</p> <p>b 性能確認試験の結果を踏まえ、現場設置の課題をとりまとめ、技術基準の策定や法制度の改正など必要な措置について検討予定。</p>	検討中	継続F
(3)バイオマス発電等の拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方										
令和4年6月7日	グリーン	18	エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	<p>a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 農林水産省は、「学校給食や社会を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について、実態を把握した上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、結論を得る。</p> <p>c 農林水産省は、「登録再生利用事業者制度」について、過去1年間に特定肥料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>令和4年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	農林水産省	<p>a 令和6年2月28日に食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(令和元年7月12日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)の一部を改正し、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記した。</p> <p>b 「学校給食や社会を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について実態を把握し、令和5年度に食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会において議論を行ったところ、現行においても収集運搬の特例制度の活用が可能であるとの結論を得た。</p> <p>c 令和6年2月28日に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業者を行う者の登録に関する省令(平成13年農林水産省、経済産業省、環境省令第1号)の一部を改正し、過去1年間に特定肥料等の製造・販売実績がない者も「登録再生利用事業者」としての登録を受けることができるよう見直しを行った。</p>	措置済	措置済	解決
(4)洋上風力発電等の導入拡大に向けた規制・制度の在り方										
令和4年6月7日	グリーン	19	日本版セントラル方式の確立	<p>a 令和4年度までの実証事業の結果も踏まえて、初期段階から政府や地方公共団体が関与し、より迅速かつ効果的に風況・海況地盤等の初期調査、適時に系統確保等を行う仕組み(日本版セントラル方式)を確立し、政府や政府に準ずる特定の主体等による初期段階の調査を開始した上で、同方式を前提とした事業者公募を実施する。</p> <p>b 環境アセスメント制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な在り方を、関係府省、地方公共団体、事業者等の連携の下検討する。</p>	<p>a: 令和5年度から調査開始、事業者公募は令和7年度内を目指す</p> <p>b: 令和4年度から検討開始し、速やかに結論を得る</p>	経済産業省 国土交通省 農林水産省 環境省	<p>a 日本における「セントラル方式」について、国の審議会(※)における制度検討の議論を経て、「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」及び「セントラル方式としてJOGMECが実施するサイト調査の基本仕様」の案をとりまとめ、セントラル方式の骨格について確立済。また、JOGMEC法を改定し、JOGMECの業務に洋上風力に関する風況や地質構造物に関する調査を追加するとともに、令和5年度から北海道3区域(岩手・南後志地区沖、島牧沖、檜山沖)を対象にサイト調査を開始。</p> <p>(※)「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」/交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議</p> <p>b 立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な環境アセスメント制度の在り方について、令和4年度に関係府省とともに検討を行い、新たな環境影響評価制度の方向性を取りまとめた。令和4年度に取りまとめた新たな制度の方向性に基づき、令和5年5月から「洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会」において、最適な制度の在り方について具体的な検討が行われ、令和5年8月に報告書を取りまとめた。その後、当該報告書も踏まえ、令和5年9月、環境大臣から中央環境審議会に対し、風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について諮問がなされ、当該諮問に対する一次答申において、洋上風力発電事業(排他的経済水域で実施されるものも含む。)に係る適正な環境配慮を確保するための新たな制度の在り方が令和6年3月に示された。この結論を踏まえ、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を令和6年3月に閣議決定し、第213回国会に提出した。</p>	<p>a セントラル方式の運用状況を踏まえ、適時において必要な見直し等を実施していくとともに、引き続きJOGMECによる調査を実施している。</p> <p>b 令和6年3月に第213回国会に提出された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を踏まえ、新制度に関する具体的な運用等の検討を進める。</p>	未措置	継続F
令和4年6月7日	グリーン	21	排他的経済水域(EEZ)における浮体式洋上風力発電の推進等	<p>内閣府(総合海洋政策推進事務局)は、令和5年に閣議決定を予定している「第4期海洋基本計画」において、排他的経済水域における浮体式洋上風力発電の導入促進に向けた方策の在り方について明確に位置付けることを検討し、結論を得て、必要な措置を講ずる。</p>	<p>令和5年検討・結論・措置</p>	内閣府	<p>第4期海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)において、関係省庁と連携して、「洋上風力発電のEEZへの拡大を実現するため、国連海洋法条約との整合性についての整理を踏まえつつ、法整備を始めとする環境整備を進める」旨が明記された。 【参考】第4期海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定) 第2部5.(2)ア①洋上風力発電(P61) https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20230526.html</p>	<p>左記の通り措置済みであり、また、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を令和6年3月に閣議決定し、第213回国会に提出済み。</p>	措置済	解決

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	
令和4年6月7日	グリーン	30	(5)国や地方公共団体が所有する公共施設における再生可能エネルギーの推進	再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策の推進に関する法律上の公共部門の率先実行のP・D・C・Aの改善	2030年度におけるエネルギー需給の見直し(令和3年10月22日公表)における2030年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで60GW(以下「GW導入目標」という。)分の導入が見込まれているが、その達成に向けて着実にPDCAを回していくために、以下の措置を講ずる。 a 環境省は、各府省及び地方公共団体に対して行うフォローアップ調査や施行状況調査等を通じて、施設の種類等に応じて太陽光発電のkWベースでの導入実績及び2030年度の導入見通しの把握を実施する。また、把握した地方公共団体の施設種別の導入実績・導入見直しは、各府省に共有する。 b 環境省及びその他各府省は、aにおいて把握した国及び地方公共団体における導入見通しの総計とGW導入目標との整合性を踏まえて、施設種別に、kWベースでの2030年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標を策定し、GW導入目標の達成に向けたPDCAを回す仕組みを構築する。 c 関係府省は、所管する行政分野に関する事務を担当する地方公共団体の各部署に対して、地方公共団体が所有する公共施設(敷地を含む)において主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入が進むよう支援や助言、情報提供等を実施する。 d 環境省は、各府省に対して行うフォローアップ調査等を通じて、各府省が把握するよう努めた独立行政法人等の計画策定状況及びkWベースの導入実績について取りまとめ、その状況を公表する。また、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに「国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進」に関する記載を追加しており、さらに、施行状況調査に地方独立行政法人の計画策定等に関する設問を追加し、結果を取りまとめて公表する。 e 環境省は、低炭素社会実行計画等を策定している特殊法人であったとしても、当該法人が策定する同計画に、政府実行計画に定められた各種目標が内包されていない場合には、政府実行計画に準じた計画の策定を当該特殊法人に促すとともに、政府実行計画に準じた計画の策定が適当でない場合はその理由を把握する等の取組を各府省に対して依頼する。	a: 令和4年度措置、以降毎年度実施 b: aを踏まえて、令和5年上期措置 c: 順次措置 d: 令和5年上期措置 e: 令和4年度措置	a: 環境省 b: 環境省 その他全府省 c: 警察庁 総務省(消防庁) 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省 d: 環境省 e: 環境省	a 政府実行計画のフォローアップ調査及び地方公共団体の施行状況調査を通じ、施設の種類等に応じて太陽光発電のkWベースでの導入実績及び2030年度の導入見通しを把握し、結果を各府省へ共有した。 b GW導入目標の達成に向けたPDCAを回す仕組みとして2023年9月に「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」を立ち上げ、各府省庁におけるkWベースでの導入目標を策定するとともに、関係府省庁における地方公共団体の施設種別のkWベースでの導入目標を策定した。(環境省、その他全府省) 【環境省】 e 地方公共団体向けに下記の通り財政支援等を行った。 ・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業(公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援) ・地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 ・地域脱炭素の推進のための交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金) ・PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き・事例等の紹介 ・太陽光発電設置可能性簡易判定ツールの提供 ・地方公共団体施設の行政所管の省庁連名での、地方公共団体における太陽光発電設備の導入に関する通知 【警察庁】 c 都道府県警察に対して、令和5年9月に設置された「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」や太陽光発電の導入目標の概要等について情報提供を行った。 【総務省】 c 「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」の決定の下、地方公共団体の消防施設所管部署に対して、消防施設における太陽光発電設備の導入が進むよう情報提供等を行った。 【文部科学省】 e 再生可能エネルギー設備等の設置に対する財政支援を行っている。またセミナー等において情報提供等を行った。 【厚生労働省】 c 令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応等、緊急性や重要度の高い業務への対応を優先せざるを得ず、地方公共団体との会議や通知等の機会についても、こうした業務に関連する支援、助言、情報提供等にリソースを割いてきた。今後は、感染症対応の状況等も踏まえて、地方公共団体が所有する公共施設において主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入が進むよう、可能な範囲で支援や助言、情報提供等を実施してまいりたい。 【国土交通省】 c 公営住宅について、新設の場合は原則として太陽光発電設備を設置するよう公営住宅等整備基準を改正(公営住宅等整備基準について(技術的助言)の一部改正について(令和4年4月1日付国任備第511号))するとともに、令和4年度予算において公営住宅等整備事業等の補助限度額を拡充した。また、既存の公営住宅については、公的主体の積極的な取組みを推進するため、令和4年度予算により、再生可能エネルギー設備工事を補助対象に追加するとともに、モデル的な省エネ改修を支援する事業を創設した。 d 各府省が把握するよう努めた独立行政法人等の計画策定状況及びkWベースの導入実績について取りまとめて公表した。また、地方公共団体の施行状況調査において地方独立行政法人の計画策定等に係る設問を追加し、結果を取りまとめて公表した。 e 特殊法人について、政府実行計画に準じた計画の策定状況や策定していない場合の理由を把握し、計画の策定を促した。	a 来年度も引き続き導入実績・導入見通しの把握及び各府省への共有に努める。 b 引き続き「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」を通じ、GW導入目標の着実な達成に向けて取り組む。 【環境省】 c 引き続き、地方公共団体に向けた財政支援等を行う。 【警察庁】 e 引き続き助言や情報提供を行う。 【総務省】 e 引き続き関係府省庁と連携し適宜対応する。 【文部科学省】 c 引き続き財政支援や助言、情報提供等を行う。 【厚生労働省】 e 左記のとおり、可能な範囲で支援や助言、情報提供等を実施してまいりたい。 【国土交通省】 c 引き続き整備に対する支援や情報提供を行う。 d 2023年度に調査した独立行政法人等の計画策定状況及びkWベースの導入実績について、公開に向けた調整を行う。 e 来年度も引き続き導入実績・導入見通しの把握等に努める。	未措置	継続F

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日	グリーン	33	(6)グループ内外無差別的な電力取引の担保策等 内外無差別的な電力卸売の実効性の確保等	スポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、電力システムの基盤となる競争環境を整備する観点から、支配的事業者の発電・小売事業の在り方、具体的には、旧一般電気事業者の内外無差別的な卸売の実効性を高め、グループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題を検討することが重要。こうした観点から、経済産業省は、1)内外無差別的な交渉機会の確保、2)内外無差別的な卸売の確保、3)内外無差別的な卸売を担保する体制の確保について、以下の取組を求め、今後、その進捗状況を確認するとともに、その他の課題(売り入れの体制、会計分離、発売分離等)についても検討していく。 1) まずは、令和5年度当初からの通年契約について、相対契約の交渉機会を内外無差別に均等に確保するため、旧一般電気事業者各社において、相対卸売の交渉スケジュールを、卸売を希望する事業者に内外無差別に明示する。また、社内・グループ内小売も含め卸売を希望する事業者との交渉を同じ時期に進める。更に、他社との相対取引と比較可能な形で、旧一般電気事業者の社内取引の条件を定めた文書を整備する。経済産業省は、交渉スケジュールが把握できる資料の提出を求め、実施状況を確認する。 2) 契約条件が内外無差別に提供されることを担保するため、旧一般電気事業者各社において通年契約の卸標準メニュー(原則として、少なくとも通告変更権付きのもの、通告変更権のないものを1つずつ)を作成し、それぞれの具体的な条件(通告変更の幅・タイミングなどオプションの詳細等)を設定・公表した上で、当該卸標準メニューに沿って取引交渉を実施する。経済産業省は、卸標準メニューと実績との乖離を確認する。 3) 発電・小売部門間の情報遮断の更なる徹底に向けて、旧一般電気事業者各社において、情報遮断に関する社内の規程を整備する。旧一般電気事業者各社の社内取引について、社外契約と比較可能な程度で、社内取引の条件を定めた文書を作成する。経済産業省は、上記に加えて、卸取引を担当する部門の組織上の位置付け等についても確認する。	令和4年度以降順次措置	経済産業省	第75回制度設計専門委員会(令和4年7月26日開催)において、旧一般電気事業者各社のコメントにかかる取組状況等(令和4年度受渡し分)を報告し、その進捗が確認された。具体的には、各社の内外無差別な取組の進捗として、体制面ではカンパニー制を導入した事業者が存在することを確認した。また、オプション価値に関しては、計6社が社内・グループ内外で同等の最終通告期限を設定し、計4社が社内・グループ内外で同等の通告変更量のアラートを設定したことを確認した。一方で、交渉スケジュールに関しては、社内・グループ内取引の協議より社内・グループ外取引の協議が遅い事例を確認したため、改善を求めた。 第79回制度設計専門委員会(令和4年11月25日開催)においては、旧一般電気事業者各社の令和5年度卸売に向けた取組状況を中心に報告し、その進捗が確認された。具体的には、①交渉スケジュールに関して、7社がHPDにて公表したことを確認した。②卸標準メニューについて、10社がHPDにて公表したことを確認した。③情報遮断に関しては、発電・小売が一体の旧一般電気事業者全社で情報遮断に関する社内規程が整備されていることを確認した。令和5年度向けの卸交渉について、多くの事業者が内外無差別な卸売の実効性確保に向け、新たな取組を開始していること、特に、自社小売も参加する形の入れ制やブローカー制といった非常に透明性の高いスキームを採用した事業者も現れていることについて、内外無差別の観点から評価がなされた。 令和5年度もフォローアップを実施し、第86回制度設計専門委員会(令和5年6月27日開催)及び第91回制度設計専門委員会(令和5年11月27日開催)において結果を報告し、北海道エリア・沖縄エリアについては、内外無差別性が担保されていると評価した。また、実効性確保に向けて、評価に基づくさらなる取組を求めた。	旧一般電気事業者各社のコメントの実施状況について引き続き定期的なフォローアップを行う。また、フォローアップ結果を踏まえて、引き続き必要な対応を検討していく。	未措置	継続
令和4年6月7日	グリーン	34	卸電力市場における旧一般電気事業者の自主的取組のガイドラインへの位置付け	スポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、卸電力市場に係る旧一般電気事業者の自主的取組の改善(余剰電力の限界費用ベースでの全量市場供出のガイドラインへの位置付け)を実施する。さらには、卸電力取引所における取引の活性化に向けた方策について、あらゆる可能性を排除せずに引き続き検討する。	a: 令和4年度中を目標に結論を得ることを目指し、結論を待たずやかに措置 b: 令和4年度以降順次検討	経済産業省	a 第72回制度設計専門委員会(令和4年4月21日開催)及び第73回制度設計専門委員会(同年5月31日)において、余剰電力の限界費用ベースでの全量市場供出を全事業者における望ましい行為としてガイドラインに位置づけることと、事前的措置として、市場支配力を有する可能性の高い事業者が合理的な理由なくこれに反する場合には、相場操縦行為をより強く抑制させる一要素と評価されることとされた。また、事前的措置の対象となる事業者の範囲、及び、余剰電力の限界費用ベースでの全量市場供出についての基準も併せて整理された。 これを踏まえ、第377回電力・ガス取引監視等委員会(令和4年7月22日開催)において承認の上、同日、旧一般電気事業者による自主的取組の位置付け明確化のため、「適正な電力取引についての指針」の改定を経済産業大臣に建議した。 これに基づき、「適正な電力取引」についての指針の令和4年11月14日改定にて、余剰全量の限界費用ベースでの全量市場供出を「望ましい行為」として位置づけた。 また、事前的措置の対象となる「市場支配力を有する可能性の高い事業者」を判定した結果について、事前的措置の対象となる「市場支配力を有する可能性の高い事業者」を判定した結果について、第79回制度設計専門委員会(令和4年11月25日開催)において結果を報告した。 b 調整力として確保された電源を有効活用する観点から、3次②のうち実需給断面で活用されない電源について卸電力市場(時間前市場)に供出することを一般送配電事業者に求め、令和5年10月から沖縄エリアを除くエリアで売り入れを開始。第92回制度設計専門委員会(令和5年12月26日開催)において、卸電力市場の活性化に一定程度寄与していることが確認された。	措置済。改定後のガイドラインに基づき、厳格な監視を行う。	措置済	フォロー終了
令和4年6月7日	グリーン	37	(7)デマンドレスポンス等の普及拡大に向けた制度見直し 容量市場における発動指令電源の調達量上限の見直し等	a 経済産業省は、容量市場のメインオークションにおいて、発動指令電源の調達量上限(H3需要の3%)が設定されているところ、調達量上限の在り方について、上限の撤廃も選択肢に含めて検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 経済産業省は、容量市場において、実需給年度の近至まで、稼働を見送けない電源等にも取引の機会を与えるため、1年前に実施される追加オークションの在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。 c 経済産業省は、容量市場のオークションにおいて、発動指令電源の同一価格の応札が複数存在し、調達量上限を超過した場合、現行制度ではランダム約処理されること、按分処理を含めた他の約法についても検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年上期検討・結論、結論を待たずやかに措置	経済産業省	a 2021年度の検討では発動指令電源の募集量について上限を3%から4%に引き上げを実施。また、2022年度の検討では上限の撤廃も選択肢に含めて検討を行ったうえで、想定導入量の上限を5%に設定。 b 2021年度(2025年度実需給)以降のメインオークションにおいて、H3需要の2%分をメインオークションの調達量から減少させた上で、追加オークションで調達するオークションの2段階化を実施。 c 2022年度の検討において「案1」現行の調達方法と案「案2」調達容量を按分して約定する「案3」応札前に確保しているリソースを優先的に約定する案(電源等リストの確定部分を優先)が議論された。案2については、今後のリソース獲得を見込んで応札する事業者にとってはメリットがあるものの、按分を前提に過大な応札を誘発するおそれがある。案3については薄利した容量が調達される確度が高まるというメリットがあるものの、新規参入を阻害するおそれがある点への対応が課題であると考えられた。また、初回の実効性テストにおける電源等リストの提出では、リスト未提出の案件が複数あったため、応札前に確保しているのみならずリソースについても慎重に見極める必要があった。以上を踏まえ、約法については今後のオークションの結果と実効性テストの結果を踏まえながら検討していくこととし、当面案1を採用することとした。	a, b 措置済 c 現時点では複数の選択肢を検討した上で、現行の調達方法を継続している。約法方法の見直しは、今後のオークションと実効性テストの結果を踏まえて検討することになっている。2022年度に開催された2026年度実需給向けメインオークション、及び2023年度に開催された2027年度実需給向けメインオークションでは発動指令電源の応札量が上限に達しておらず、現状は案1から調達方法を変更する必要性は高まっていない。	措置済	フォロー終了

開議決定	分野	N. No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日	グリーン	38	容量市場における発動指令電源の登録見直し等	経済産業省は、諸外国とは異なり、容量市場における発動指令電源は、落札後18か月以内に電源等を登録する必要があること、落札後容量提供開始年度(43か月)までに登録をする安定電源と同様の期限とすることも選択肢を含めて検討し、必要な措置を講ずる。 b 電源等リストの提出から実効性テストまでの期間について、運用状況を踏まえ、手続期間を短縮していく方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	a 令和5年上期 b 令和4年度内を c 令和4年度内を d 令和4年度内を	経済産業省	a 発動指令電源は、応札時には電源等登録を必ずしもすべて行わず、リソースの獲得見込みを含めたビジネスプランによる応札を許容するため、実需給の年度前に行われる実効性テストにより供給力を提供できることを確認する必要があると整理されている。発動指令電源の供給力の実効性を確認すること自体は必須であることから、本要望はできるだけ実需給断面に近いタイミングで電源等登録を行うようにするため、手続期間を短縮しようとする課題に帰結し、電源等リストの提出時の不備等の確認に事業者が要する期間や、実効性テストの結果を踏まえて措置を検討する必要がある。現状、事業者との発動実績の確認プロセスに一定の時間を要している。なお、発動指令電源以外の参加電源(安定電源や変動電源等)は、応札前に電源等登録時に証憑による審査を実施しており、電源等の登録時期は落札後提供開始年度(43ヶ月)ではない。 b 電源等リスト登録の期間は不備等の確認のために一定期間設定されている。初回である実需給2024年度の実効性テストについて、書類の不備やリソース登録情報の事業者間重複などが多く確認された。引き続き、事業者との発動実績の確認プロセスに一定の時間を要している。	a 2025年度以降の実需給向けの実効性テストにおいて提出された電源リストの不備の状況や、事業者がその確認等に要する期間も踏まえ、手続きの在り方について検討を行う方向性。 b 2025年度以降の実需給向けの実効性テストにおいて提出された電源リストの不備の状況や、事業者がその確認等に要する期間も踏まえ、手続きの在り方について検討を行う方向性。	検討中	継続F
令和4年6月7日	グリーン	39	容量市場における1地点複数電源の応札可能化	経済産業省は、容量市場において、「1地点複数電源区分(安定電源と発動指令電源の組合せ等)」の応札は認められていないこと、 a 安定電源と発動指令電源の組合せについて、1地点複数応札を可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 変動電源と発動指令電源の組合せについて、各電源から供給した分を区分計量できる場合の、容量市場のクワイアメント及びその確認方法について技術的な実現可能性を確認しながら検討を行い、必要な措置を講ずる。	a 令和4年上期 b 令和4年度内を c 令和4年度内を d 令和4年度内を	経済産業省	a 安定電源と発動指令電源の組合せについて、2022年度(対象実需給年度:2026年度)以降のメンテナンスにおいて、1地点複数応札が可能となった。 (参考)容量市場の概要について https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/202206_youryou_gaiyousetsumei.pdf#page=24 b 変動電源と発動指令電源の組合せのうち、まずは当初要望内容(※1)にあったFIP電源に併設される蓄電池からの放電にかかるFIPプレミアム交付対象となる電気の量の観念の方法(※2)について、資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関で検討が進められた。一方、本整理はFIPプレミアム交付対象となる電気の量の観念の方法であり、区分計量方法の整理とは異なる(例えば、30分ごとの値を把握できない)。 (※1)第19回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 資料7-3 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/conference/energy/20220221/20221energy13.pdf#page=5 (※2)第58回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料1 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei/kano/pdf/058_01_00.pdf#page=35	a 措置済 b FIP電源と併設された蓄電池について各電源から供給した電力量を区分計量できないため、蓄電池の期待容量に対する容量市場でのアセスメントができない状況。各電源からの区分計量が可能となる場合、必要に応じて検討を進める。	検討中	フォロー終了
令和4年6月7日	グリーン	40	需給調整市場における系統側蓄電池、需要側蓄電池が参加可能な超高速商品の設計	経済産業省は、変動性再生エネの増加や火力電源の退出等によって慣性力の必要性が高まることが想定されること、慣性力の必要量の検討、技術課題の整理、費用対効果の算定等の結果や蓄電池の応答性を踏まえ、活用の仕組みの検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年度 令和4年度 令和4年度	経済産業省	変動性再生エネの増加や火力電源の退出、連系線の整備状況等によって慣性力の必要性が高まることが想定されることを踏まえ、慣性力の必要量や費用対効果の算定、蓄電池の活用の仕組みの検討等を進めた。	引き続き、慣性力の必要量の検討、技術課題の整理、費用対効果の算定等の結果や蓄電池の応答性を踏まえ、活用の仕組みの検討を行う。	検討中	継続F
令和4年6月7日	グリーン	41	調整力公募や需給調整市場における計量方法	経済産業省は、調整力公募や需給調整市場にディマンドレスポンスで参画する場合、現状は需要家の引込み地点(受電点)で計量及びベースライン設定を行うこととなっていること、受電点より下部のメータで計量及びベースライン設定を行うことを認める場合、需要家内での不正行為の防止策の策定やそれに関わる一般送配電事業者の業務負荷の増加への対応が必要なことから、コスト・ベネフィットの評価を含め、その実現可否の検討を行い、結論を得る。	令和4年度 令和4年度 令和4年度	経済産業省	受電点より下部のメータで計量及びベースライン設定を行うことを可能とするため、ネガワット調整金の取扱いや群管理の手法、DR時のインバランス算定・処理方法、不正防止策などの整理を行い、令和8年度より需給調整市場における機器個別計量を実施することとした。	措置済	未措置	フォロー終了
(9)電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し										
令和4年6月7日	グリーン	48	電気保安規制の主任技術者制度に係る見直し	経済産業省は、電気主任技術者制度において、2時間以内の到着要件や監督可能な事業場数など、一律に求められている現行規制の趣旨・目的や規制の科学的根拠・合理性について、諸外国の規制との比較や保険制度の適用等も含めて調査し、審議会での議論をもとに、結論を得て、必要な規制見直しを実施する。	令和4年度 令和4年度 令和4年度	経済産業省	令和5年6月16日開議決定規制改革実施計画の「電気保安規制の主任技術者制度に係る見直しの検討」及び「主任技術者制度における2時間以内の到着要件に係る規制の見直しの検討」の回答と同様の取組を実施。	令和5年6月16日開議決定規制改革実施計画の「電気保安規制の主任技術者制度に係る見直しの検討」及び「主任技術者制度における2時間以内の到着要件に係る規制の見直しの検討」の回答と同様の取組を実施。	未措置	フォロー終了
令和4年6月7日	グリーン	50	外部委託の対象となる電圧・出力規模の拡大	経済産業省は、外部委託の対象となる電圧・出力を特別高圧で系統連系する設備まで拡大することに関して、諸外国の規制・制度等を調査した上で、我が国の電気保安規制の制度趣旨も踏まえつつ検討し、必要な措置を講ずる。	令和4年度 令和4年度 令和4年度	経済産業省	令和5年6月16日開議決定規制改革実施計画の「外部委託の対象となる電圧・出力規模の拡大」の回答と同様の取組を実施。	令和5年6月16日開議決定規制改革実施計画の「外部委託の対象となる電圧・出力規模の拡大」の回答と同様の取組を実施。	未措置	フォロー終了

開議決定	分野	N o.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日	グリーン	51	外部委託制度における月次・年次点検周期や換算係数・圧縮係数の見直し	経済産業省は、自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、告示等にて点検頻度(例:月次点検を1年に1回以上実施、年次点検を1年に1回以上実施など)を定めているところ、スマート保安技術を実施し、高い保安レベルを確保している事業者に対する点検頻度の検討を行い、必要な措置を講ずる。 経済産業省は、「スマート保安プロモーション委員会」等を活用してスマート保安技術等を実施し、保安レベルが確保されるか否かを確認した上で、随時換算係数・圧縮係数の見直しを併せて行う。	令和4年度検討・結論を得次第速やかに措置	経済産業省	令和5年6月16日開議決定規制改革実施計画の「外部委託制度における月次・年次点検周期や換算係数・圧縮係数の見直し」の回答と同様の取組を実施。	令和5年6月16日開議決定規制改革実施計画の「外部委託制度における月次・年次点検周期や換算係数・圧縮係数の見直し」の回答と同様の取組を実施。	未措置	フォロー終了
令和4年6月7日	グリーン	53	ダム水路主任技術者に係る実務経験年数の見直し【再掲】	経済産業省は、将来的な人材不足が懸念されるダム水路主任技術者の免状取得に当たり求められている実務経験年数について、 a 講習受講等による実務経験年数の短縮 b 実務経験年数の対象業務の見直し に係る検討を行い、必要な措置を講ずる。 経済産業省は、ダム水路主任技術者が統括管理できる事業場数の上限や到達時間の制限の見直しの検討を行い、必要な措置を講ずる。	a①:令和4年上期措置 a②:措置済み b:令和4年度上期措置	a,b:経済産業省	令和4年6月7日開議決定規制改革実施計画の「ダム水路主任技術者に係る実務経験年数等の見直し」の回答と同様の取組を実施。	令和4年6月7日開議決定規制改革実施計画の「ダム水路主任技術者に係る実務経験年数等の見直し」の回答と同様の取組を実施。	措置済	解決
(10)住宅・建築物分野におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方										
令和4年6月7日	グリーン	55	省エネルギー基準の適合義務化・基準強化	国土交通省は、省エネルギー基準適合義務化の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化する。 国土交通省及び経済産業省は、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを実施する。	a:令期間通常国会に法案を提出したことをもって措置済み b:左記目標と整合的に措置	a:国土交通省 b:国土交通省 c:経済産業省	a 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第9号)により、住宅及び小規模建築物を含む原則全ての新築建築物に建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務付けることとした(令和7年施行予定)。 b 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第1号)により建築物エネルギー消費性能誘導基準をZEH・ZEB基準の水準へと引上げる等の改正を行った(令和4年10月1日施行)。また、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第3号)において大規模非住宅建築物に係る建築物エネルギー消費性能基準を引上げることとした(令和6年4月1日施行)。	a 措置済 b 引き続き、住宅トップランナー基準の引上げや建築物エネルギー消費性能基準の段階的な水準の引上げを実施していく。	未措置	継続F
(11)その他										
令和4年6月7日	グリーン	60	農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定	農林水産省は、2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標を策定する。その際には、森林分野の導入目標も併せて示す。	令和4年度内の措置を目指す	農林水産省	農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定については、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検プロセスでの議論や、近年の農山漁村における再生可能エネルギー導入を加速課題等を踏まえつつ、農山漁村再生可能エネルギー法基本方針に掲げる目標として設定することについて検討中。	農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定については、再生可能エネルギー等に関する議論や、令国会に改正案を提出している食料・農業・農村基本法に基づく新たな食料・農業・農村基本計画等の議論を踏まえ、令和6年度内の目標設定を目指す。当該目標については、農山漁村再生可能エネルギー法基本方針に掲げる目標として新たに設定し、地域共生型の再生可能エネルギー導入を促進する。	未措置	継続F
令和4年6月7日	グリーン	61	生産緑地地区内における売電を行う農業型太陽光発電設備の設置の実現	現行制度上認められている、農産物等の生産のために必要な太陽光発電設備だけでなく、畜産の確保を前提に売電を行う農業型太陽光発電設備についても、生産緑地地区内で設置できるよう措置を検討する。	令和4年度内での検討・早期に検討・結論	国土交通省	生産緑地地区内における農業型太陽光発電設備の設置について、継続的に農業関係者からの意見聴取を実施。これまで、農業関係者からは、生産緑地地区は良好な生活環境の確保に相当の効用がある農地の保全を目的としているものであり、そのために税制上の特例措置が講じられていることを踏まえると、当該設備の設置により、生産緑地の有する多様な機能の確保や地域の理解等の観点から強い懸念があることや、生産緑地地区内における当該設備の設置に対する農業関係者のニーズが確認されないことから、農業関係者のニーズがない中では導入するべきではない、との意見が示されてきたこと、また、現時点においても、農業関係者のニーズ・要望は確認されていないこと、	引き続き、農業関係者の意向を注視していくこととする。	検討中	継続F
令和4年6月7日	グリーン	62	北海道エリアにおける蓄電池の設置	経済産業省は、北海道エリアにおいて、現在、自然変動電源に課されている、発電事業者負担のサードパーティ蓄電池の設置等を実質的に求めている出力変動対策要件について、今後必要となる調整力の算定・確保の在り方や調整力不足時の対策等の検討の進捗を踏まえつつ、審議会において具体的な撤廃時期など撤廃に向けた議論を行い、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期までの検討・早期に検討・結論を得次第速やかに措置	経済産業省	北海道電力ネットワークにおいて、2023年7月1日より、変動緩和要件を不要とした接続検討の受付を開始している。 https://www.heppo.co.jp/network/info/info2023/1252089_1969.html	措置済	措置済	解決

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
規制改革実施計画(令和3年6月18日開議決定)										
グリーン(再生可能エネルギー等)										
(4)風力発電、地熱発電等の導入拡大に向けた森林の有効活用										
令和3年6月18日	グリーン	17	保安林の解除事務の見直しを通じた迅速化・簡素化	<p>事前相談は、申請者が希望する場合に行う任意の手続きであることを周知する。</p> <p>事前相談で本申請に近い書類の提出を求める事例も見られることから、相談事務の流れを再整理し、対象項目・必要書類を周知する。</p> <p>風力発電や地熱発電の保安林解除の事例について、業界団体の協力を得つつ分析・整理し、手続の流れ・必要書類・留意事項等を周知する。あわせて、都道府県・森林管理局職員に対する研修等を実施する。</p> <p>保安林制度に関する通知類やマニュアル等を掲載する「保安林ポータル(仮称)」を新たにホームページ上に開設するとともに、保安林の解除区域の検討に必要な区域情報を持つ都道府県・森林管理局の窓口やデータの入手方法についても整理・公表する。</p> <p>保安林解除の手続について、「農林水産省共通申請サービス」の実装により、手続のデジタル化、プロセスの効率化を推進する。</p>	<p>令和3年上期措置</p> <p>令和3年上期までに第一案を作成・公表、令和3年度上期までに作成・公表</p> <p>令和3年措置</p>	農林水産省	<p>a、b 「保安林の指定の解除に係る事務手続について(令和3年6月30日付け3林整治第478号林野庁長官通知)」を发出し、事前相談が任意の手続であることを周知するとともに、当該相談事務の流れや、対象項目・必要書類について再整理して周知した。</p> <p>c 「保安林の指定解除事務等マニュアルについて(令和3年9月30日付け3林整治第993号林野庁森林整備部治山課長通知)」を发出し、当該事務の手続の流れや、必要書類・留意事項等について周知するとともに、林野庁研修において、都道府県・森林管理局職員に対して研修を実施した。また、関連団体や都道府県、森林管理局等の意見も踏まえつつ、令和9年10月にマニュアルを改訂した。</p> <p>d 令和3年6月に保安林ポータルを林野庁ホームページ上に開設し、保安林制度に関する通知類やマニュアル等を掲載するとともに、都道府県・森林管理局の窓口や各種データ入手方法を公表した。</p> <p>e 令和3年12月に農林水産省共通申請サービス(eMAFF)において、保安林解除の手続を公表した。</p>	a~e 措置済	措置済	解決
令和3年6月18日	グリーン	18	保安林解除・許可基準の解釈リテラシー向上等	<p>作業許可基準の取扱い(例発電所建設用アクセス道路の「森林の施業・管理に必要な施設」への該当、作業許可期間の延長、作業許可の面積や切土高さ基準の解釈)について具体的に整理し、周知する。</p> <p>また、法令・通知解釈に関する質問を受け付ける相談窓口をホームページ上に開設する。</p>	令和3年上期措置	農林水産省	<p>a 「改正許可基準等の運用に当たっての留意事項について(平成27年7月3日付け2-20林野庁治山課長通知)」を令和3年6月30日付け改正し、森林の施業・管理の用に供する、又は資する林道等の解釈、作業許可期間の延長、作業許可の面積や切土・盛土高さ基準の解釈について、明確化の上周知した。</p> <p>b 保安林ポータル上に、法令・通知解釈に関する質問を受け付ける相談窓口を開設した。</p>	a, b 措置済	措置済	解決
(5)地熱発電等の導入拡大に向けた自然公園法、温泉法等の在り方										
令和3年6月18日	グリーン	19	自然公園を中心とした地熱発電の導入目標の策定	<p>新たな2030年度の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、各種課題の克服を前提としつつ、経済産業省の協力も得て、自然公園を中心とした地熱発電の導入目標を策定する。</p> <p>地熱開発プロジェクトを加速化させるために、規制の運用見直し等の実施に加えて、環境省自らが率先して行動することを定めた「地熱開発加速化プラン」を進める。</p> <p>a 具体的には、2030年までに、操業まで10年以上とされる地熱発電のリードタイムを自然公園内の案件開発の加速化で2年程度短縮し、最速で8年程度を目指す。</p> <p>b また、2030年までに、60超の地熱発電施設を全面で倍増することを目指す。</p> <p>これらの目標を実現するために、温泉モニタリングによる温泉事業者の不安材料の払拭、地域と共生できる地熱ポテンシャルの特定、改正地球温暖化対策推進法(令和3年法律第54号)を活用した促進区域の指定などの取組を実施する。</p>	<p>順次検討・結論措置</p> <p>順次措置</p>	環境省	<p>令和3年7月21日に開催された経産省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会で示された2030年におけるエネルギー需給の見通し(暫定版)において、2030年の地熱発電の導入目標は、施策・取組を強化することにより既存ミックス水準の達成を目指すこととして、1.9GWを示された。この目標の達成に向けて、経産省は、自然公園を中心とした追加的な地熱調査を令和3年、4年度中に完了し、追加で0.9GWを導入することを目指すこととしている。環境省は、これらの状況及び各種課題の克服を前提として、上記の2030年の導入目標の達成に向けて取り組んでいる。</p> <p>また、この目標達成に向け、上記基本政策分科会で示されたエネルギー基本計画案等に記載されているとおり、環境省自らが率先して行動することを定めた「地熱開発加速化プラン」を表明。2030年までに地熱開発のリードタイムの短縮を図ることとし、10年以上かかるところを2年程度短縮して最速8年程度とすることを目指すとともに、2030年までに自然公園を含め現在約100ヶ所ある全国の地熱発電施設数の倍増を目指すこととしている。そのため、調査や開発の円滑な実施に資するよう、自然公園法(昭和32年法律第161号)及び温泉法(昭和23年法律125号)の運用見直し等を実施した。また、温泉事業者の不安を解消し、円滑な地域調整による案件開発の加速化に資するため、令和4年度から以下の事業を実施している。</p> <p>令和3年度の試行を踏まえた、全国各地での環境省直轄による連続温泉モニタリング装置の運用実証。</p> <p>地熱開発の実施候補地における、適地誘導・環境配慮を促進するための、デジタル技術を活用した自然環境及び景観への影響低減策の検討。</p> <p>地熱開発に係る非掘削型の探査・調査結果に関する各種情報の解析・見える化等に関する手法の検討。</p>	未措置	継続F	
令和3年6月18日	グリーン	24	地熱資源等の適切な管理に関する新制度の検討	2050年カーボンニュートラル実現に向けて、有限な温泉・地熱資源の適切な管理に関する新たな制度に関して、現状把握した上で検討する。	令和3年度上期までに現状把握した上で論点を整理、必要に応じて両省合同で検討会を設置し検討	環境省 経済産業省	<p>2050年カーボンニュートラル実現に向けて有限な温泉・地熱資源の適切な管理に関する制度について、令和3年6月28日に中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会に付議するとともに、より技術的な見直しを待たず、地熱専門家を含む関係者や事業者団体による「地域共生型の地熱活用に向けた方策等検討会」(経済産業省オブザーバー)を設置し、7月、8月、9月に各1回ずつ開催して論点を整理した。</p> <p>上記論点整理を踏まえ、令和3年9月30日に中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会で審議を行った結果、まずは温泉法の運用見直しや改正温対法の仕組みを最大限活用し、地熱資源の利用促進に努めることとされたことから、同日付けで温泉法の運用に係る技術的助言である「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」を改訂し、都道府県に通知した。</p>	措置済。今後も継続的に、事業者団体や自治体等からの意見も伺いつつ、必要に応じて検討を行う。	措置済	継続F
令和3年6月18日	グリーン	25	温泉部会や内規策定における地熱専門家の参画	専門家の各都道府県における温泉審査部会等への参画と、地熱開発に係る要綱や内規等を策定する場合においても地熱専門家の助言を仰ぐよう技術助言を都道府県知事に通知するとともに、地熱発電のポテンシャルが大きい都道府県全てにおいて専門家が配置されるよう引き続き取り組む。	措置済み、その後フォローアップを実施	環境省	<p>第2回回生不関連規制等要綱を踏まえ、専門家の審査部会等への参画と、地熱開発に係る要綱や内規等を策定する場合においても専門家の助言を仰ぐよう求める通知を「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)等の周知について(令和2年12月24日付け自然環境整備課長通知)」で都道府県知事に発出済み。地熱発電のポテンシャルが大きい13の都道府県の全てについて、専門家が配置(うち最後の1都道府県は令和6年1月に追加)された。</p>	措置済	措置済	解決

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和3年6月18日	グリーン	27	温泉法による都道府県における離隔距離規制や本数制限等の撤廃	温泉法(昭和23年法律第125号)による大深度の傾斜掘削に対する離隔距離規制や本数制限等について、まずは都道府県の規制について科学的根拠のない場合の撤廃も含めた点検を求めるとともに、都道府県の規制内容及びその科学的根拠の公開を行うよう通知等にて周知する。さらに、都道府県等の意見聴取、実態把握、有識者による検討を経て、離隔距離規制や本数制限等についての科学的な知見を踏まえた考え方や方向性について結論を得て、「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」にも反映する。	a:令和3年上期措置 b:令和3年度上期検討・結論・措置	環境省	・温泉法による大深度の傾斜掘削に対する離隔距離規制や本数制限等について、まずは「①地熱開発に係る掘削に対する離隔距離規制や本数制限等の規制を温泉法の適用に係る内規等で定められている掘削深度については当該掘削等の内容及びその科学的根拠を点検・公開するとともに、②科学的根拠がないと判断される場合には当該内規等を廃止することや一つの地熱貯留層を同一事業者のみで調査・開発する場合は適用しないといった運用の見直しについて検討を行うよう依頼する旨の通知を「地熱開発に関する内規等の点検及び公開等について(令和3年6月30日付け自然環境整備課長通知)」で都道府県に発済み。また、通知発出後、関係都道府県にヒアリングや助言を行うなど、状況把握及び通知内容の理解・検討の促進に努め、適切にフォローアップを行った。 ・中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会での審議(より技術的知見を得るための地熱専門家を含む有識者や事業者団体による「地域共生型の地熱利用に向けた方策等検討会」(経産省主催)における検討を含む)を踏まえ、離隔距離規制や本数制限等についての科学的な知見を踏まえた考え方や方向性について取りまとめ、令和3年9月30日に「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」を改訂し、都道府県に通知した。	今後も引き続き、関係都道府県へのヒアリングによる状況把握及び通知内容の理解・検討の促進に努め、通知を踏まえた適切な対応がなされるよう働きかける。	措置済	継続F
(6)風力発電等の導入拡大に向けた環境影響評価制度の見直し										
令和3年6月18日	グリーン	28	風力発電事業における環境影響評価手続の対象事業規模要件の見直し等	a 環境影響評価法(平成9年法律第81号)の対象となる第1種事業の風力発電所の規模について、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点から検討した結果、「1万kW以上」から「5万kW以上」に引き上げる措置を講ずる。 b1 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討・結論を得る。 b2 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントの運用強化について、令和2年度に得た結論を運用に反映する。	a:令和3年10月措置 b1:令和3年上期検討を開始、令和4年度結論 b2:令和3年度から運用に反映	環境省 経済産業省	a 環境影響評価法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となつて以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業については、5万kW以上、第二種事業については、3.75万kW以上5万kW未満へと変更した(令和3年10月施行)。また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けた(令和4年9月30日まで)。 b1 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について「令和3年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を令和3年6月に立ち上げ、現行制度の課題を整理した上で、令和5年3月に新制度の大きな枠組みについて取りまとめた。令和5年度は、令和4年度に取りまとめた大きな枠組みについて有識者や関係者へのヒアリングを行うなど、制度の実現に向けた検討を実施した。 b2 環境影響評価情報支援ネットワークにおける環境影響評価図書等の公開や、環境影響評価後のフォローアップの実施、環境アセスメントデータベース(EADAS)を通じた、環境情報の提供等継続的に効果的・効率的な環境アセスメントの運用強化を行っているところ。	a 措置済 b1 令和4年度に取りまとめた新制度の大きな枠組みを基礎とし、適正な環境配慮を確保しつつ、地域共生型の事業を推進する観点から、地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的な環境影響評価が可能となるよう、環境影響の程度に応じて必要な環境影響評価手続を振り分けること等を可能とする新たな制度の検討を進める。 b2 措置済。引き続き、効果的・効率的な環境アセスメントが実施されるよう運用強化を行う。	検討中	継続F
(8)再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた系統制約の解消										
令和3年6月18日	グリーン	34	ローカルシステムや配電系統におけるノンファーム型接続の適用と費用負担	a ローカルシステムにおけるノンファーム型接続の適用に際しては、平滑化効果の弱さから、再生可能エネルギーの出力制御量が大きくなること課題のため、増強計画の策定や再生可能エネルギーを調整電源化して取り組むことと一体的に検討を進めることとし、令和6年度で終了する予定のNEDO事業の完了を待たず、ノンファーム型接続の受付開始の前倒しを検討し、速やかに全国展開する。 b 配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大については、当面、分散型エネルギーリソースを活用したNEDOの事業プロジェクトにおいて必要となる要素技術等の開発・検証を進め、その結果を踏まえて社会実装に向けた方向性を取りまとめ、速やかな展開を目指す。 c 計画的な形でローカルシステム等の整備が望ましいことなどを踏まえ、ローカルシステム等の整備と費用負担・接続の在り方を一体的に検討し、少なくともローカルシステムに関しては原則一般負担化する方向で、一定の方向性を取りまとめる。	a:速くとも令和4年度検討・結論・措置 b:aの検討・結論も踏まえて、速くとも令和4年度までの検討・結論を目指す、結論を得次第速やかに措置 c:令和3年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a ローカルシステムにおけるノンファーム型接続については、2023年4月から受付を開始した。 https://www.octo.or.jp/gnd/business/documents/NF_setsuzokuriyuu_20230414.pdf b NEDOの事業プロジェクトにおいて、配電系統において分散型エネルギーリソースを活用し、配電用変電所の混雑緩和を可能にするDERフレキシビリティシステムの構築に向けた技術開発を実施しており、令和6年度より栃木県那須塩原市でフィールド実証を行う予定。 c 第33回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(令和3年6月3日)において、便宜が費用を上回る場合に増強するという増強規律の下で、各一般送配電事業者が策定する増強計画に基づき行われるローカルシステムの増強費用については、全額一般負担とする旨を整理。当該整理に基づき、ガイドラインを改定・施行。	a, c 措置済 b 令和4年度より配電系統における分散型エネルギーリソースを活用技術の開発を開始し、令和6年度よりフィールド実証を開始予定。	検討中	継続F
令和3年6月18日	グリーン	35	送電線利用・出力制御ルールの見直し	a 送電線の利用ルールについては、メルトオウダーを追求していくが、市場主導型(ゾーン制/ノード制)への見直しは、システム開発等により一定の時間がかかる。そこで、早期に再生可能エネルギーの出力制御量を減らすため、まずは現行の実需給段階における需給調整方法を踏襲した仕組みにより、メルトオウダーにより混雑処理を行う再給電方式を開始する。 b その後、市場主導型への見直しを検討し、早急な実現を目指す。	a:令和4年措置 b:aの検討・結論を踏まえて、令和4年度までに市場主導型への見直しの検討・結論を目指す、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a 調整電源を活用して系統の混雑を解消する再給電方式について、令和4年12月21日から導入済み。また、調整電源以外も含め一定の順序で混雑を解消する再給電方式についても、令和5年12月28日から導入済み。 b 第43回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(令和4年7月13日)において、諸外国の市場主導型に関する検討状況・変遷の調査等を報告・議論。また、検討の本格化に向け、市場主導型への理解を深めている。	a 措置済 b 再給電方式の導入状況や諸外国の状況等を踏まえ、市場主導型への見直しについて検討中。	検討中	継続F
令和3年6月18日	グリーン	36	北海道エリアにおける蓄電池の設置	a 北海道エリアにおけるサイト側蓄電池を求める技術的要件については、最大限早期に廃止することを目指す。 b 同エリアにおける系統側蓄電池については、最新データに基づくシミュレーションによる必要性を再検証し、その結果として導入不可な場合は、一般負担化を検討する。	令和3年度内でできる限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	北海道電力ネットワークにおいて、2023年7月1日より、変動緩和を要件と不要とした接続検討の受付を開始している。 https://www.hepco.co.jp/network/info/info2023/1252089_1969.html	措置済	解決	

開議決定	分野	N. No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和3年6月18日	グリーン	39	需給制約による出力抑制時の優先給電ルールの見直し	需給制約による出力抑制時の優先給電ルールについては、メリットオーダーを徹底するとともに、柔軟性を高めるよう、最低出力の状況等を精査した上で、火力発電の最低出力運転の基準の引下げ等を検討する。	令和3年内でできる限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	第46回系統ワーキンググループ(令和5年5月29日)において、火力発電の出力制御時の最低出力について新設について50%から30%に引き下げることとし、既設火力についても基本的に新設の場合と同様の基準の遵守について協力を求めることとした。	ガイドライン等の改訂を行い、令和6年度中の適用を目指す。	未措置	継続F
令和3年6月18日	グリーン	41	系統情報の公開・開示の推進	投資判断と円滑なファイナンスを可能とし、発電事業の収益性を適切に評価できるようにする観点から、出力制御の予見可能性を高めることが必要であり、可能な限りリアルタイムに近く、30分値で電源別にビジュアル化して公開・提供する方針で見直しを実施する。また、火力の燃料種別の情報公開についても速やかに検討し、結論を得る。	令和3年内でできる限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	需給に関する情報については、第27回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(令和3年3月12日)にて議論を行い、可能な限りリアルタイムに近く、30分値で電源別にビジュアル化して公開・提供する方針の結論を得た。また、火力の燃料種別の情報公開については、第38回委員会(令和3年12月24日)にて議論を行い、リアルタイムの情報公開は燃料調達に影響を及ぼす可能性があることから、リアルタイムに近い時間軸では合算で公開、一定期間経過後(1ヶ月後)に燃料種別を公開する旨を整理。また、第45回委員会(令和4年9月20日)にて議論を行い、火力の燃料種別の発電実績についてもリアルタイムに近づけることとし、火力以外の電源種別の発電実績も含めて、実需給後1時間程度以内で公開する旨を整理。これらの情報公開について、令和5年度以内に各社HPで公表。	措置済	措置済	解決
(9)再生可能エネルギー利用に係る需要家の選択肢の拡大										
令和3年6月18日	グリーン	45	電源トランキングの導入	a 電力市場においてあらゆる価値の証明の基礎となるため、今後国際基準との整合性を図るべく、FIT電源については発電事業者からの同意取得を不要とし、FIT電源のほぼ全量のトランキングを実施する。 b 非FIT再生可能エネルギー電源については、令和3年8月から実証を開始し、実証の進展を踏まえつつ、全量トランキングを実現することを目指す。 c 全電源のトランキングに関しては、トランキングの進展も踏まえつつ、対応の可否を含め検討する。	a 令和3年度措置 b 令和5年8月までの実現を目指す c 令和5年8月検討・結論	経済産業省	a 令和3年度オークションからは発電事業者の同意を不要とし、買取実績のあるFIT電源に対して全量をトランキングを実施。 b 令和6年度8月から、FIT・非FIT証書の全量トランキングを実施する。 c 第60回制度検討作業部会(2021年12月22日)において、全量トランキングが担保されていない非FIT分を適切にトランキングするため、発電事業者による電源の属性等の情報提供を担保する仕組みについて、議論を提起。	a, b 措置済 c 将来的な電源証明化を目指し、24年度中に検討を開始する。	検討中	継続F
令和3年6月18日	グリーン	46	電源表示の義務化や放射性廃棄物等に関する明確な電源表示	a 電気事業法(昭和39年法律第170号)の改正が必要となる、電源構成やCO2排出量などの表示の義務付けについては引き続き検討する。 b 電源の情報だけでなく、放射性廃棄物等に関する情報についても需要家や消費者の関心が高まっていることから、同情報についても「電力の小売営業に関する指針(令和3年4月1日)」において開示が望ましい行為と位置付けることについて検討し、速やかに結論を得る。	a 令和5年8月検討・結論・措置 b 令和3年4月から有識者による審議会にて検討開始、令和3年度上期まで目標を達成することを目指す c 全電源の表示の義務化については、引き続き、消費者のニーズ、関心を注視していく方針を示された。その後も定点観測を行うべくアンケート調査を継続して実施しており、令和6年2月に実施したアンケートにおいても、そのようなニーズ、関心の高まりは見受けられなかった。	経済産業省	a 令和3年4月から有識者による審議会で検討を開始。検討を深めるにあたって、消費者ニーズの実態を基に議論するべく、同年7月に消費者ニーズの調査事業を実施。当該調査の結果、消費者が電気を選択する際に重視していることは、家計や暮らしへの結びつきが強い電気料金の安さや特典(割引・ポイント等)などであり、環境負荷への関心は現状低い傾向がみられた。また、電気の選択において消費者へ開示される情報の量については、更なる情報の追加を好まない割合が過半を占めていた。こうした実態も踏まえ、同年10月、有識者による審議会にて、直ちに電源構成やCO2排出量などの表示の義務化は行わないもの、引き続き、消費者のニーズ、関心を注視していく方針を示された。その後も定点観測を行うべくアンケート調査を継続して実施しており、令和6年2月に実施したアンケートにおいても、そのようなニーズ、関心の高まりは見受けられなかった。 b 令和3年4月から有識者による審議会で検討を開始。検討を深めるにあたって、消費者ニーズの実態を基に議論するべく、同年7月に消費者ニーズの調査事業を実施。当該調査の結果、消費者が電気を選択する際に重視していることは、家計や暮らしへの結びつきが強い電気料金の安さや特典(割引・ポイント等)などであり、環境負荷への関心は現状低い傾向がみられた。また、電気の選択において消費者へ開示される情報の量については、更なる情報の追加を好まない割合が過半を占めていた。こうした実態も踏まえ、同年10月、有識者による審議会にて、直ちに電力の小売営業に関する指針の改定は行わないもの、引き続き、消費者のニーズ、関心を注視していく方針を示された。その後も定点観測を行うべくアンケート調査を継続して実施しており、令和6年2月に実施したアンケートにおいても、そのようなニーズ、関心の高まりは見受けられなかった。	a 引き続き、消費者のニーズ・関心を注視していく。 b 引き続き、消費者のニーズ・関心を注視していく。	検討中	継続F
令和3年6月18日	グリーン	47	「再生可能エネルギー」の再生可能エネルギーへの需要家ニーズの高まりに対応するため、エネルギー供給構造高度化法達成のために創設された「非化石価値取引市場」から、再生可能エネルギー価値の取引機能(再生可能エネルギー証書)を新たに創設する。また、再生可能エネルギー価値の取引市場(再生可能エネルギー証書)を新たに創設する。その際には、FIT電源だけでなく、非FIT再生可能エネルギーについても、同市場で取引する方策について検討し、速やかに結論を得ることを目指す。事業者が脱炭素化に向けた自らの取組を対外的に示していくためには、電源の種類や産地情報が必要であり、これらの情報が付随した証書(電源証明型)の実現に向けて、関係者との意見交換を行いながら検討し、速やかに結論を得ることを目指す。従来小売電気事業者から電力とセットでしか購入できなかった再生可能エネルギー価値を、「再生可能エネルギー価値取引市場」を新たに創設して需要家等に開放する措置を検討し、速やかに措置する。1 現行のFIT証書に設定されている最低価格(1.3円/kWh)は、欧米の再生可能エネルギー証書価格よりも大幅に高く、日本企業の再生可能エネルギー証書活用の障壁の一つとなっていたため、RE100等の再生可能エネルギー利用への要請を踏まえ、現行のFIT証書に設定されている最低価格の大幅な引下げや撤廃を検討し、速やかに措置する。e-2 また、今後創設される「再生可能エネルギー証書」についても、FIT電源か否かを問わず、一律に最低価格を設けないことも選択肢として、価格の在り方について検討し、速やかに結論を得ることを目指す。	a 令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施 b 市場の成熟を図りながら、令和4年度までの検討・結論を目指す c 令和3年度検討・結論 d 令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施 e-1 令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施 e-2 令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a RE100等の再生可能エネルギーの需要家ニーズの高まりに対応するため、①需要家の直接購入を可能とし、②価格を引き下げること、グローバルに通用する形で取引できる再生可能エネルギー市場を創設。令和3年11月に第1回オークションを実施。 b aに記載の通り、まずはFIT証書については再生可能エネルギー市場として市場を切り離し、非FIT電源由来の非FIT証書に関しては当該取引の市場を高度化法義務達成市場として整理した。 c トランキングの電源証明化に向けた具体的な措置自体は結論付けていないが、検討を進める方針としている。 d aに記載の通り令和3年11月から試行的取引開始済。 e-1 再生可能エネルギー市場の最低価格を1.3円/kWhから0.3円/kWhに大幅引き下げ、令和3年11月から試行的取引開始したが、事業者へのヒアリングも実施した上で、2023年度のオークションより再生可能エネルギー市場における最低価格を0.4円/kWhに引き上げた。 e-2 FIT証書については、足元では証書の供給力が需要を大幅に上回ると見込まれるため、需給バランスするまでの当面の措置として最低価格を1.3円/kWhから0.6円/kWhに引き下げた。なお、非FIT証書については、2021年11月に最低価格を1.3円/kWhから0.6円/kWhに引き下げた。	a 令和3年11月以降本格運用。 b 小売電気事業者に対する高度化法の中間目標の第2フェーズにおいても、非FIT電源由来の非FIT証書に関しては当該取引の市場を高度化法義務達成市場として整理。 c 将来的な電源証明化を目指し、24年度中に検討を開始する。 d, aに記載の通り、令和3年11月以降本格運用。 e-1 証書の価格形成は、需要家のニーズを反映した価格シグナルとして、本来需給バランスにより決まることが望ましい。そのため、最低価格の撤廃に関しては、市場における証書の取引動向を見極めながら、今後必要に応じて検討。 e-2 FIT証書についてはe-1に記載の通り、非FIT証書についても、本来証書の価格は小売電気事業者の需要量と発電事業者の供給量のバランスで決定されるべきもの。市場の成熟を図りながら、今後必要に応じて検討する。	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
(10)公正で競争的な電力市場に向けた制度改革										
令和3年6月18日	グリーン	49	会計分離や発販分離も含めた、内外無差別な電力卸売の実効性を高めるための総合的な検討	今冬のスポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、電力システムの基盤となる競争環境を整備する観点から、支配的事業者の発電・小売事業の在り方、具体的には、旧一般電気事業者の内外無差別な卸売の実効性を高め、グループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題(先入礼の体制、会計分離、発販分離等)を総合的に検討する。	令和3年4月から有識者による審議会にて検討開始。旧一般電気事業者各社の内外無差別な電力卸売の取組状況を令和3年上期までに確認した上で、令和3年度末を目途に結論を得ることを目指す	経済産業省	旧一般電気事業者各社の内外無差別な電力卸売の取組状況については、2020年7月以降、電力・ガス取引監視等委員会において、定期的にモニタリングを行い、進捗が確認されているところ。加えて、大手電力の不適切事業も踏まえて、審議会において、小売電気事業者の健全な競争を実現するという観点から、電力卸売の契約期間の長期化や競争制限的な条件(小売電気事業者が購入した電力の転売の禁止、小売電気事業者の電力の購入可能量の制限等)の解除について議論が行われ、旧一般電気事業者各社は、この方針に従って、今後の卸売の方針を提示した。その中で、会計分離や発販分離については、各電気事業者(旧一般電気事業者に限らず、新電力も含む、全電気事業者)の判断として、事業戦略上必要であれば自由に選択可能という整理とし、今後の小売電気事業者の活性化の観点からは、内外無差別な卸売を前提に、各電気事業者が自らの事業計画に基づき、短期/長期の相対契約を組み合わせることでより多様な供給力のポートフォリオの構築を行うことができる環境が実現されているかを重視し、各社の卸売を促進・モニタリングしていくことに注力することが適切とされた。	措置済	継続F	
(13)洋上風力の導入拡大に向けた規制・制度の在り方										
令和3年6月18日	グリーン	71	日本版セントラル方式の導入	初期段階から政府や自治体が関与し、より迅速・効率的に風況等の調査、適時に系統確保等を行う仕組み(日本版セントラル方式)の確立に向け、実証事業を立ち上げること等を通して、その在り方を検討する。	令和4年度までに検討し、その結果も踏まえて結論	経済産業省 国土交通省 農林水産省 環境省	令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「日本版セントラル方式の確立」の回答と同様の取組を実施。	令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「日本版セントラル方式の確立」の回答と同様の取組を実施。	措置済	フォロー終了
(14)水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制・制度の在り方										
令和3年6月18日	グリーン	74	水循環政策における水力発電等に関する数値目標及びロードマップの策定	新たな2030年度の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、関係省庁会議を開催し関係省庁の協力を得ながら、水循環政策における水力発電等の導入数値目標及び目標達成に向けたロードマップを策定する。	直ちに検討を開始し、エネルギー基本計画の議論を踏まえつつ、できるだけ速やかに結論・措置	内閣官房	水循環政策における水力発電等の導入数値目標及び目標達成に向けたロードマップを令和3年9月末に策定し、令和3年12月末、令和4年3月末、令和4年9月末、令和5年3月末までの追加検討を行った。	・関係省庁と連携し、引き続き数値目標及びロードマップの追加検討を行う。 ・取組のフォローアップを行い、フォローアップの結果に基づき、必要に応じて見直す。	措置済	継続F
令和3年6月18日	グリーン	75	既存ダムを最大限活用するための施策の推進	a 治水と利水を両立しつつ、既存ダムの容量の有効利用を促進するため、利水関係者や流域の関係者と調整しながら、気象予測を活用したダム運用の改善について、個別河川ごとにロードマップを作成し、取組を加速する。 b 平時の治水の利水利用(特に発電)への協力を推奨する旨の通知を河川管理者宛に発出し、発電利用を促進する。 c 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいては、個別河川ごとに検討を行った上で、治水に支障を及ぼさない範囲で、洪水調節容量の一部に貯水を行い、非洪水期において、貯留した水を水力発電しながら放流することを、より推進する。 d 発電増強の観点も十分踏まえ、ダムの嵩上げや発電施設の改築等を含むダム再生事業を引き続き進める。	a 速やかに個別で検討し順次措置 b 令和3年上期措置 c 令和3年非洪水期から順次措置 d 順次措置	国土交通省	a 国土交通省が所管する治水等多目的ダム全体のロードマップを作成し、69ダムで検討し、その内49ダムにおいて試行体制を構築した。 b 平時の治水の利水活用(特に発電)への協力について、令和3年6月29日に通知を発出済み。 c 国土交通省及び水資源機構が管理する15の治水等多目的ダムで検討し、その内4ダムにおいて試行体制を構築し、水力発電に資する運用を推進した。 d 治水の観点だけでなく、発電増強の観点も十分踏まえて、ダムの嵩上げ等の事業を推進しているところ。	a 順次試行ダム数を拡大する予定。 b 措置済 c 順次試行ダム数を拡大する予定。 d 更なる事業化に向けて、実現可能性、投資効率性が確認されたものから、利水者等と調整し、順次実施。	未措置	継続F
令和3年6月18日	グリーン	76	長時間アンサンブル降雨予測技術を用いた更なるダムの運用改善	a 事前放流の更なる拡大や、発電に利用できるようできるだけ緩やかに事前放流することによる増電が期待される長時間アンサンブル降雨予測技術について、国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいて順次実装する。 b 新たな降雨予測技術を活用したダムの運用改善についての基本的事項を定めたマニュアル等を整備する。	a 令和5年度から順次措置 b 令和4年度措置	国土交通省	a SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)で技術の開発を行っている研究者と順次実装にむけて意見交換し、国土交通省及び水資源機構が管理するダムのうち実施可能なダムにおいて実装した。 b 新たな降雨予測技術を活用したダムの運用改善について、基本的事項を記載した文書を作成し、令和5年3月に地方機関に対して通知。	a 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいて、引き続き実装を拡大。 b 通知に基づき、各ダムにおいて運用に関するルールを作成。	未措置	継続F
令和3年6月18日	グリーン	77	発電利用されていない既存ダムへの発電機の設置の促進	a 自治体が管理するダムを含めた国土交通省が所管するダムで、発電利用されていないダムの状況を把握する(利水用の放流を活用した発電の状況を含む。) b 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダム(128ダム)のうち、発電に未利用の河川維持放流を活用した自家用小水力発電を導入していない8ダムにおいて、必要に応じて民間資金の活用等も検討しつつ、可能な限り自家用水力発電を導入する。	a 令和3年7月措置 b 速やかに個別で検討し順次措置	国土交通省	a 国土交通省、水資源機構及び自治体が管理する治水等多目的ダムで、発電利用されていないダムの状況(利水用の放流を活用した発電の状況を含む。)を7月までに把握した。 b 既設ダムへの発電施設の新増設を行う事業について、国土交通省管理の3つのダム(湯西川ダム、尾原ダム、野村ダム)でケーススタディを実施し、民間事業者等の参画方法や事業スキーム等を検討し体制を構築した。	a 措置済 b 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムへの発電施設の新増設について、管理用発電のPFI等のスキームで順次公募を行い、可能な限り自家用水力発電を導入する。	未措置	継続F

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
			(16)住宅・建築物におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方							
令和3年6月18日	グリーン	83	ロードマップや目標の策定	2050年カーボンニュートラルの実現目標からのバックキャストの考え方に基づき、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しにあわせて、規制措置の強化やZEHの普及拡大、既存ストック対策の充実等対策の強化に関するロードマップを策定する。 また、その検討を踏まえて住宅ストックにおける省エネルギー基準適合割合及びZEHの供給割合の目標を策定し、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画に反映する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて策定	国土交通省 経済産業省 環境省	「脱炭素社会の実現に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」の取りまとめを踏まえ、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方に関するロードマップ」を策定済。2050年に住宅ストックの平均、2030年度以降新築される住宅については、ZEH基準の水準の省エネ性能の確保を目指すこととしており、当該目標に対応した住宅ストックの省エネ基準適合割合、ZEH基準の水準の省エネ性能を確保した住宅の供給割合に基づき省エネ量を地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画に反映させる。 これらを踏まえ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第1号)により建築物エネルギー消費性能誘導基準をZEH・ZEB基準の水準へと引上げる改正を行った(令和4年10月1日施行)。また、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)により原則全ての新築建築物に建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務付けることとした(令和7年施行予定)ほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第3号)において大規模非住宅建築物に係るエネルギー消費性能基準を引上げることとした(令和6年4月1日施行)。	住宅トップランナー基準の引上げや建築物エネルギー消費性能基準の段階的な水準の引上げの実施など、引き続き、ロードマップ・地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画において決定された内容について、施策の具体化に取り組む。	措置済	継続F
令和3年6月18日	グリーン	84	省エネルギー基準の適合義務化・基準強化	現在の省エネルギー基準を全ての建築物・住宅において適合義務化、また脱炭素化に向けて段階的に基準を強化していくことを検討する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論	国土交通省 経済産業省	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)により、住宅及び小規模建築物を含む原則全ての新築建築物に建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務付けることとした(令和7年施行予定)。建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第1号)により建築物エネルギー消費性能誘導基準をZEH・ZEB基準の水準へと引上げる等の改正を行った(令和4年10月1日施行)。また、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第3号)において大規模非住宅建築物に係る建築物エネルギー消費性能基準を引上げることとした(令和6年4月1日施行)。	引き続き、住宅トップランナー基準の引上げや建築物エネルギー消費性能基準の段階的な水準の引上げを実施していく。	措置済	継続F
令和3年6月18日	グリーン	85	ZEHの更なる普及に向けた方策	現在のZEHの2030年目標「新築住宅の平均ZEH」だけでなく、ZEHの断熱基準の適合義務化や太陽光発電設置も含めたZEHの義務化などの規制措置も含め、ZEHの更なる普及拡大に向けた方策について検討する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論	国土交通省 経済産業省 環境省	「脱炭素社会の実現に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」の取りまとめにおいて、遅くとも2030年度までに建築物エネルギー消費性能基準をZEH基準の水準に引き上げ、適合を義務付けることとしている。これに向け、まずは建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第1号)により建築物エネルギー消費性能誘導基準をZEH・ZEB基準の水準へと引上げる等の改正を行った(令和4年10月1日施行)。また、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件(令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)により低炭素建築物の認定基準において再生可能エネルギーの導入を要件化する基準改正を行った(令和4年10月1日施行)。また、住宅ローン減税における環境性能等にに応じた借入限度額の上乗せやフラット35におけるZEHを対象とした支援の創設、国土交通省・経済産業省・環境省の3省連携による補助を通じてZEHの更なる普及拡大を図っているところ。	改正法令や支援事業により引き続きZEHの普及拡大を図る。	措置済	継続F
令和3年6月18日	グリーン	86	既存住宅・建築物の省エネルギー対策の推進	既存住宅・建築物の省エネルギー対策の更なる推進に向けて、増改築や大規模改修時における、省エネルギー基準の適合義務化を検討する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論	国土交通省	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)により、建築物の増改築を行う場合は当該増改築部分について建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務付けることとした(令和7年施行予定)。		措置済	継続F
令和3年6月18日	グリーン	87	住宅・建築物のエネルギー性能表示の推進	消費者が建物の性能を認識し、改善する機会を提供するだけでなく、比較して選択することができるよう、省エネルギー性能表示の義務化も含めた更なる規制の強化を検討する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論	国土交通省	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)により、建築物の販売又は賃貸を行う事業者のその販売・賃貸する建築物のエネルギー消費性能に関し表示すべき事項及び表示に際して遵守すべき事項を定め、これに従って表示を行っていない事業者に対して勧告等を行うことができることとした。当該制度に係る告示について、令和5年9月25日に公布(令和6年4月1日施行)。		措置済	解決
令和3年6月18日	グリーン	88	建材や設備などの性能の強化	a トップランナー制度のうち、目標年度を過ぎた各種のエネルギー多消費機器については、技術の進展や足下の高効率機器の普及状況を踏まえつつ、基準の見直しを随時行っているところであるが、今後も順次適切に見直しの検討を行っている。 b 建材トップランナー制度については、今後、事業者の達成状況を確認しつつ、2050年カーボンニュートラルを踏まえ、住宅等の省エネ基準等見直しと並行的に、住宅の断熱性能の向上に資する高性能な建材が市場に普及していくようトップランナー基準の引上げを含めた制度の見直しに向け、方向性を取りまとめる。 c 需要側が高性能な窓を選択可能とすることにより低品質な窓が市場から排除されるよう、窓の性能表示制度の在り方について見直しの検討を行い、結論を得る。	a. 順次検討・結論・措置 b. 令和3年度内の結論を目指す、結論を得次第やかに措置 c. 令和3年度内の結論を目指す、結論を得次第やかに措置	経済産業省	a 家庭用エアコンの新たな省エネ基準を策定するために関係法令の改正を行った。(令和4年5月31日公布、6月1日施行) b 窓(サッシ及び複層ガラス)、断熱材(グラスウール及び押出法ポリスチレンフォーム)の建材トップランナー制度について、総合資源エネルギー調査会エネルギー・新エネルギー分科会エネルギー小委員会 建築材料等判断基準ワーキンググループにおけるとりまとめ資料に基づき、関係法令の改正を行った。(令和5年3月28日公布、4月1日施行) c 窓の性能表示制度について、総合資源エネルギー調査会エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会 建築材料等判断基準ワーキンググループにおけるとりまとめ資料に基づき、関係法令の改正を行った。(令和5年3月28日公布、4月1日施行)	a~c 措置済	措置済	解決